

第九十三回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 四 号

昭和五十五年十一月六日(木曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 左藤 恵君

理事 石川 要三君 理事 工藤 巖君

理事 中山 利生君 理事 安田 貴六君

理事 小川 省吾君 理事 佐藤 敬治君

理事 石田幸四郎君 理事 青山 丘君

池田 淳君 白井日出男君

小澤 潔君 小渡 三郎君

片岡 清一君 龜井 静香君

久間 章生君 塩谷 一夫君

野呂 恭一君 松野 幸泰君

五十嵐広三君 加藤 万吉君

細谷 治嘉君 松本 幸男君

齋藤 実君 部谷 孝之君

岩佐 恵美君 三谷 秀治君

田島 衛君

出席國務大臣

自治大臣 石破 二郎君

出席府政委員

自治省行政局長 砂子田 隆君

自治省行政局長 官尾 盤君

自治省財政局長 土屋 佳照君

自治省税務局長 石原 信雄君

消防庁次長 鹿兒島重治君

委員外の出席者

防衛施設庁総務 南雲 彬君

防衛施設庁施設 深作 和夫君

部連絡調整官 長沢 哲夫君

国土庁計画・調 丹波 実君

整局計画課長 外務省北米局安 大蔵省主計局共 野尻 栄典君

全保障課長 濟課長

大蔵省主税局税 内海 孚君
制第一課長
文部省管理局福 荻原 博達君
利課長
厚生省社会局保 加藤 栄一君
護課長
厚生省年金局企 長尾 立子君
画課長
林野庁指導部治 松本 廣治君
山課長
資源エネルギー 米村 紀幸君
庁石油部備蓄課 岡田 純夫君
長
地方行政委員会 調査室長

委員の異動

十一月四日

辭任

小澤 潔君

田島 衛君

同日

辭任

山口 敏夫君

補欠選任

田村 元君

山口 敏夫君

補欠選任

小澤 潔君

田島 衛君

十一月一日

産休補助教員の制度改善に関する請願(石田幸

四郎君紹介(第八八〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法

律案(内閣提出第一六号)

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する件

○左藤委員長 これより会議を開きます。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法

律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。小川省吾君。

○小川(省)委員 厚生年金保険法に連動した本

法律案については、結構なものであり賛意を表す

るものでありますが、この幾つかの点について

御質問をいたしたいと思ひます。

過去何回かのこの法律案の審議において附帯決

議をつけてまいりました。その附帯決議の内容と

その扱いについて、政府がその後どのように検討

をしておるのか、その状況について伺いたいと思

ひます。

まず懲戒処分者に対する年金の給付制限の検討

についてでございます。私がよく委員会審議の中

で申し述べておりますように、国を滅亡させた日

本の戦犯の恩給の扶助料でありますけれども、こ

れについては何らの給付制限がなされておられま

せん。しかし一般の懲戒処分者については、最高二

〇%の給付制限がござります。まして、労働

運動などによる処分者などにも制限が付されるな

どということ、何としても納得ができません。

かつて大蔵省は、これら処分者に対する給付制限

については、少し厳し過ぎるような感じもするの

で検討をしたいと述べておられましたけれども、こ

れらの点について現在どのような検討がなさ

れ、どうしていかれようとおるのか、お答え

をいただきたいと思ひます。

○野尻説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生から御指摘ございましたように、

私も、国家公務員共済組合につきましては、大

蔵委員会におきまして同じように懲戒処分者等に

対する給付制限についての見直しを行うようにと

いう附帯決議をちやうだいしているわけでござ

います。御承知のように現在の共済年金は、公的年

金制度の一環としての位置づけに組み込まれてい

ると同時に、国家公務員法あるいは地方公務員法

という法律を根拠法としてできていることにも見

られますように、やはり公務員制度の一環という

位置も失っていないわけでございます。したが

いまして、給付制限そのものを全廃するというこ

とにつきましては、いささか問題が多かろうと考

えておるわけでございますけれども、現在の給付制

限の仕方が若干厳し過ぎるのではないかと御

指摘は、かねてから各方面からも御批判いただ

いております。

そこで、この現在の給付制限のやり方につきま

して、どういう方法で再検討するか、実は現在の

ところ関係各省間でその緩和の仕方につきまして

協議を進めている段階でございます。御承知のよ

うに共済組合は、国家公務員、地方公務員、三公

社の職員あるいは農林漁業の団体職員、私立学校

の教職員といったように五つの法律に分かれたグ

ループによって成り立っておりますので、関係省

庁間の協議をいま進めておる段階でございます。

○小川(省)委員 ひとつ早急に協議を進めていた

だきたいと思ひます。何といたしても厳し過ぎる

し、戦犯などの点についても給付制限がないわけ

でございますから、そういう点では軽減をするよ

うに、もっと給付制限をなくするようにぜひひと

つ御配慮をいただきたいと思ひます。

次に、長期給付に対する公的負担の問題につ

いてでございます。

事実本年度は、長い懸案でありました一五%か

ら一六%にいたしましたわけですが、今後どの

ように他の年金との整合性を持って増加してい

かれようとしているのか、来年度は一七%にする

のかどうか、これらの点の今後の方針について伺

いたいと思います。

○野尻説明員 公的負担の割合につきまして、たとえば厚生年金が現在二〇％の国庫負担ということと、その兼ね合いから、現在の共済年金の負担割合はそれと均衡を失っているから、バランスのとれたものに将来検討していくようにという附帯決議をいただいていることはよく承知しております。ただ、この公的年金制度に対する公的負担のあり方というものにつきましては、その制度間のバランスをとっていかねばならないことは当然でございます。そのバランスのとおり方を給付に對する一定の割合、一六％とか二〇％とかいう割合でそろえることが正しいのか、また別の方法でその公的負担部分のバランスをとっていくのか、非常にむずかしい問題があるかと思ひます。

現在、確かに各公的年金制度間の負担割合が、数字だけから見ますと一応不統一な印象を持たれると思ひますが、この国庫負担の割合は、各制度の給付水準の差あるいは加入者の負担能力等があるという考慮された結果、おむねこの辺でバランスがとれるのではないかとこのところ、それぞれ決められてきたという沿革がございます。したがって、これを来年一七にまた引き上げるといふことは、実はいまのところ考えておりませんが、今後高齢化社会を迎えるに当たりまして、公的年金全体の国庫負担のあり方の問題につきましても、さらに十分真剣な検討を行つた上、そのバランスが保たれるように検討は続けてまいりたいと思ひて、次第でございします。

○小川(省)委員 十分に検討してそのバランスをとるといふことでございますから、来年とは言ひませんけれども、年金間の整合性があるようにぜひひとつ調整をとっていただきたい、このことを強くお願いをいたしておきたいと思ひます。さて、自治省にお尋ねをいたしますが、今回の改正で通算退職年金の定額部分の引き上げがされるわけでありますが、これは厚生年金の引き上げと全く同一でございしますか。

○宮尾政府委員 厚生年金の考え方と全く同じにいたしておるわけでございします。

○小川(省)委員 最低保障額の引き上げでございしますが、加給年金の部分は引き上げられていないようでありまして、これは寡婦年金の引き上げを見送つたといひます。これは寡婦年金の引き上げでありまして、この辺の状況はどうなっているのか、寡婦年金は次の通常国会で手を加えて提案をしていく意思があるかどうか、伺いたいと思ひます。

○宮尾政府委員 厚生年金における寡婦加算額の大幅な引き上げ措置があつたわけでございします。共済年金制度ではその措置を見送つておるわけでございします。これにつきましては、寡婦加算の引き上げと対応いたしまして所要の調整規定等を設けるといふような厚生年金法案の内容でございしましたので、その点について共済年金ではさらに検討を詰めてみなければならぬ問題があるというところから、この点については見送ることになりました。ただし、この点については今後この問題につきましても、遺族年金の基本的なあり方との関係も十分考慮をいたしながら、関係省庁とも十分協議をしてこの問題の取り扱いについて調整を図つた上で、地方公務員共済組合審議会等の御意見も伺つてできるだけ早い機会に成案を得たいというふうに考えておる次第でございします。

○小川(省)委員 そうすると、寡婦年金の引き上げについては、次期の国会の中で審議に諮るわけでございしますけれども、そういう上ですでに出てくるというふうな理解をしてよろしいわけですか。

○宮尾政府委員 先ほど申し上げましたような検討を関係省庁とも十分行つて、その成案が得られ、審議会の御意見もよろしいと思つておれば、そういう段階取りでいきたいと思つております。○小川(省)委員 寡婦年金の引き上げは、この問題の遺族年金の引き上げとは若干性格を異にして

おるわけでありまして、一応厚生年金でそういうぐあいになつたわけでありまして、ぜひひとつこの地方公務員共済組合法についても寡婦年金を引き上げていただきたい、早い機会に成案を得ていただくように強く望んでおきます。

次に、ちよつとこれはむずかしい問題でありまして、退職年次の古い年金受給者ほど実は著しく低い年金の額をもらつておるわけであります。これらの人たちが大変強い声でこの是正を求めてくれといふ声が上がつておるわけであります。これはたび重なるペースアップ等によるものが主要な原因であらうと思ひますけれども、四十年代に一回再評価をして調整をしたことがあつたわけでありまして、今後とも実はこういう退職年次の古い人の年金額については再評価をして、著しく低い人の年金額を調整をしていただきたいと思ひますけれども、今後の考え方をお尋ねをいたしたいと思ひます。

○宮尾政府委員 退職年金は、基本的には退職をしたときの給料と在職年数というのによつて決定されるわけでございします。長年公務員として勤務をした者について見ますと、同じ官職、同一在職年というような人が退職した場合であっても、退職時の給料は一般的に後に退職した者ほど有利になりますので、退職後長期間を経過した人ほど最近やめた退職者に比べて低い傾向があるというところは、御指摘のとおりでございします。

そこで、なぜこういう格差が出てくるかということでございますが、これはペースアップという形ではあらわれない給付制度の改正あるいは運用の変更、こういうふうなものが積み重なつて出てくるというふうな考えられるわけでございまして、したがつてそういう格差につきましても、物によりましては調整することが適當であるものもあるわけでございします。そこで、いま御質問の中にもございましたように、従前も恩給制度に準じまして、昭和四十八年度に長期在職の七十歳以上の老齢者の年金につきまして特例措置を講じたという経緯があるわけでございします。しかしながら、

ら、なお退職時によりまして格差が認められることは確かでございますし、特に古い方々が低い水準にあるということも御指摘のとおりでございします。

ただこの問題は、恩給制度とかあるいは共済年金制度全体を通ずる問題でございします。そういった問題について今後どうしていくかということについて、関係省庁とも協議をしながら検討してまいりたいというふうに思つております。

○小川(省)委員 いまもお答えの中にありますように、事実四十八年度に特例措置を講じたわけですね。確かに古い年次の人の年金額というのは大変低いわけでございしますから、今後とも適當な機会をとらえて関係省庁とも協議をして、ぜひひとつ救済のできるような措置を講じていただきたい、このことを強く申し述べておきたいと思ひます。

次に、前回の改正で、消防職員等重労働に勤務をする者については、支給の特例の措置を設けて五十五歳で支給開始とすることになりました。掛金等もそれに伴つて本年の七月ごろより約千分の四・五程度上積みをして納付をされているのが実態であります。この点について、幾つかの点をお尋ねしたいと思つております。

この五十五歳の支給開始という特例ができたことによつて従来の慣行を変えてまいりますか、いわゆる勤続年齢が一般職員と区別をして早められるなどということはないと思つておられますけれども、そういうことはないというふうに判断をしてよろしいでしょうか。

○宮尾政府委員 共済年金の支給開始年齢をどう決めるかということにつきましては、一般的に稼得能力の減退あるいは喪失というものに着目をして線を定める、こういうものでございしますが、消防職員についてそういう特例を設けたというのは、消防職員の職務の内容とかあるいは勤務の実態等から見まして、年金制度上一般職員とは異なつた特例を設ける必要がある、こういうことから制度化されたものであるわけでございします。

それでは、その勸奨退職年齢というものをどういうふうで設定するかということでございますが、これはそれぞれの地方団体の職員の全般的な年齢構成がどうなっているか、あるいは昇進管理等の面からどういう必要があるかというふうな人事管理上の要請によって決められるものでございします。共済年金の支給開始年齢について消防職員に特例措置が設けられたからということ、直ちに勸奨退職年齢をどうするかということ、つながるものではないというふうに考えておる次第でございます。

○小川(省)委員 わかりました。共済年金の支給開始年齢が人事管理上の勸奨退職年齢と見合うものではないということだと思っておりますが、そのとおりの御答弁で結構だというふうに思っています。

次に、五十五歳を超えて退職をする消防吏員は、本人都合の形式をとっても、実際には勤務の特殊性からやめざるを得ない状態になるケースが多いわけでありまして、したがって、本人の非違による退職の場合を除いてすべて勸奨の扱いとするべきであると思いますが、いかがでございますか。

○宮尾政府委員 先ほど申し上げましたように、消防職員の退職年金の支給開始年齢につきましては、その職務の内容とか勤務実態等から申しまして一般職員と同じように扱うことは妥当でないという考え方に立ち、また国家公務員共済組合制度におきまして自衛官の取り扱いとの均衡ということも考慮をいたしまして、消防司令以下の職員で引き続いて二十年以上消防職員として在職をして、かつその者の事情によらないで退職を余儀なくされたという要件が備われば支給開始年齢の特例を認める、こういうことで定められておるわけでございします。したがって、そういう要件になっておりますので、それらの要件を満たさない、たとえば自己都合による退職者などについては、五十五歳という特例の取り扱いをすることはできないわけでございます。

ただ、二十年以上の在職者についての勸奨による退職者はこの特例措置があるわけでございします。が、勸奨退職の取り扱いというのは退職勧奨要綱というふうなものをも明確につくって、そしてそれに基づいて退職の勧奨がなされたことによつて退職した者を対象とする、こういう取り扱いにいたしておりますことから、一部の地方団体におきましては勸奨退職制度を必ずしも設けていないというところがあるようございまして、そういうところではこの対象にならないではないかという問題が出てまいります。

私もそういったしましては、やはり明確な要綱に基づいてやっていただくというところでの取り扱いをしていきたいと考えておりますので、そういう要綱を設けていない団体につきましては、勸奨退職をやる以上そういう要綱を設けてやるように指導をいたしまして、各団体間における不均衡が生じないように十分指導をしてまいりたいと考えております。

○小川(省)委員 はい、わかりました。余りいいことではないけれども、ぜひひとつ要綱の整備をお願いをいたしたいと思っております。

それから、消防吏員の勤務期間が二十年近くになつて、本人の意思にかかわらず消防吏員から一般部局への勤務変更といふか、身分変更をさせられるようなことは適当ではないというふうな考えをしておりますけれども、この点はいかがですか。

○鹿児島政府委員 御承知のように、消防職員はきわめて専門的な職種でございます。したがって、専門的な職種を十分に遂行いたしますためには、できるだけ長期にわたっていただくということが基本的な前提でございまして、去る六月に消防審議会から答申がございしておりますが、その中でも消防職員の専門性を尊重するように、こういう指摘がなされておるところでございます。私もそういったしましては、できる限り専門的職種の実態に即応いたしまして長期にわたっていただくように指導してまいりたい、かように考えております。

○小川(省)委員 二十年で資格の取得ができるわけでありまして、二十年近くになつて配置がえをされるようなことは適切ではないというふうな思っておりますので、ぜひひとつそのように御指導をいただきたいというふうに思っております。

それから最後に、消防吏員の勤務期間が二十年を超えている場合には、消防吏員として退職させるようにすべきだと考えておりますが、この点についてはいかがですか。

○鹿児島政府委員 先ほどお答えいたしましたとおり、消防職員の専門性の要請というものが大変強まっておりますが、消防という中で、消防と他の職種の間におきます人事の異動というものが一般的にも非常に少ないわけでございます。異なる職種間におきまして、それはそれで行われます場合にきましても、それはそれぞれの地方団体の特殊な事情によるものというぐあいに理解しているわけでございします。他の職種に異動するよう場合には、退職の際に消防職員として退職するのが通常であるというぐあいに私も考えておりますので、そのような方向に従ひまして指導してまいりたい、かように考えております。

○小川(省)委員 以上お尋ねをいたしましたわけでありまして、特に特例で五十五歳支給開始というふうなことがなつたわけでありまして、それをとらえて別個の問題である人事管理上のいわゆる勸奨退職年齢等と履き違えてやられるような自治体があると、私もそれはそういうことがあつては困るというふうな思っておりますので、それらの点について十分に配慮した上でぜひひとつ指導をお願いをしたい、このことを強く申し述べ私の質問を終わります。

○左藤委員長 石田幸四郎君。

○石田(幸)委員 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、私は賛成の立場でございしますが、基本的な問題について若干質疑をいたしたいと存する次第でございます。

まず、大蔵省にお伺いをするわけでございします。十月六日付の日報のトップに年金課税の強化の問題が報道されておるわけでございします。これは大蔵省の方針ということで報道されておるわけでございします。この報道によりまして「年金制度の定着が事実上、所得税減税につながつてしまふ点を考慮したもの。」であるということ、で、「老齢年金の所得控除額引き下げ、遺族年金を課税対象に加える」というようなことになるわけでございします。こういうふうになりますと、極端に言えば、年金を何のためにもらうかというふうなことにまで論議が進んでしまうわけであります。老後の生活保障というのを考えれば、課税強化の方向というのはいさゝか遺憾な方向である、こういうふうな思わざるを得ないわけですね。これはいよいよ世代間の不公平を解消せねばならぬという問題のとらえ方はそれなりにわかると思いますが、やはり最低生活保障というふうな立場から考えれば課税強化すべきでない、こういうふうに感ずるわけでございします。

それにつきまして大蔵省の方針、これが方針として決定されたものかどうか、それからこの検討経過の御報告をお願いをしたい。それからもう一点、もしこのように方針決定ということであれば、実施時期はいつごろというふうにお考えになつておられるのか、そこら辺の御報告をちょうだいしたい、こう思います。

○内海説明員 お答え申し上げます。ただいまお示しの新聞記事の内容あるいは大蔵省の方針決定と伝えられているものについては、私も関知しておりません。ただ問題意識をいたしまして、現在の私どもの問題意識なり政府の税制調査会において検討されております問題点をかいつまんで申し上げますと、こういうことでございます。

ただいまお話をいたしましたように、老齢社会を迎えまして、わが国の年金課税のあり方というものは大変むずかしい問題を含んでおります。すなわち、わが国の年金課税は、まず社会保険料控

除、社会保険料を払う掛金の段階におきまして所得控除をいたします。そこで税金がかららないことになっております。今度はもう一段階、つまり年金を受けます段階におきまして、公的老年年金の場合には給与所得控除が適用になります。給与所得控除は、本来は勤務に伴う経費を概算的に控除するという意味なんです、年金をもらっておられる場合にはそういったゆる経費はないわけですが、これをまず引きまして、それから六十五歳以上で所得一千万以下の方の場合には、七十八万円という特別な老齢年金控除があるわけですが、そういう意味で実問題としては、通常の公的年金については実質的には課税されていないのが現状でございます。

つまり、掛金の段階でも所得から控除され、もう一段階でも課税されていないのがわが国の状態であるわけですが、これは各国の例に比べますと、たとえばアメリカにおきましては、まず掛金を払う段階では所得税を払った後の所得から掛金を払うだけども、もうひとつところは全部非課税にしろと、あるいは英国は、同様に掛金の段階では所得税を払った後からその掛金を払う、つまり所得控除されないわけ、今度ももう一段階では特別な控除というのはないのですが、高齢者について一般的な控除がある、こういうやり方をしているわけです。

ですから、わが国が現在、たとえば厚生年金を例にとりますと、一人の老人を十二・四人が支えているという形のもの、昭和八十五年になりますと、三人の加入者が一人の老人を支えるというような時代を迎えてくるわけですが、その辺年金課税のあり方がどうあるべきか、特に所得がはかにたくさんあるような場合でもこのような形でいいのだからとか、いろいろ問題があるわけですが、この点税制調査会におきましても、今後重要な検討課題ということで受けて検討しなければならぬということになっております。

ただ、重ねて申し上げるようですが、先ほどの

お示しの新聞記事のように、短絡して直ちにどうこうという考え、あるいはそういう態度は全く持っておりませんので、念のため申し上げます。

○石田(幸)委員 概要を御説明いただいたわけですが、いよいよその方向で今後検討する、こういうことになっておられるわけですが、そこら辺の考え方をちょっと……。

○内海説明員 お答え申し上げます。

新聞で出ておりますような内容というよりも、まず掛金の段階でどういうふうに取り扱い、今度は年金の段階でどう取り扱い、年金の場合に他に多額の所得のある人の場合をどう取り扱いというふうにも、もっと幅の広いかつき細かい問題を総合的に検討し、かつ外国の例なども踏まえながら、あるいは外国の積み重ねてまいりました経験も踏まえながら検討しなければならぬと思っておりますので、お示しのような新聞記事の方向で云々ということ、そういう短絡した考え方はございません。

○石田(幸)委員 この問題は老齢化社会を迎えて大変重要な問題でございますので、御検討されるについても、これは慎重の上にも慎重に御検討をいただきたい。御要望申し上げます。

厚生省、お見えになっていきますか。——短絡でございますが、いま大蔵省の御説明ですと、まだ短絡的にそういう方向づけをしたわけではないというお話でございますけれども、これは将来の年金問題に大変大きな波紋を投げかけているわけでございます、特に年金を受けける方については、多額の所得いわれる高所得者は別として、平均的な年金を受けける人については、私は税の強化をすべきでないというふうに考えておられるわけですが、厚生省にも御意見があらましたらば伺いをいたしたい。

○長尾説明員 お答えを申し上げます。

ただいま大蔵省の方から御説明を申し上げますように、現在の公的年金給付のうち老齢年金と通算老齢年金につきましては、給与所得として課

税されておられるわけでございます。

現行の制度におきまして、年間所得が一千万円以下で年齢が六十五歳以上の老年者である場合には、老年年金特別控除という形で、年額七十八万円が控除されるという特例が設けられているわけでございます。

私どもの年金関係の審議会、社会保険審議会等におきましては、この老齢年金につきましても、先生御指摘のように、本来、高齢者の実態を考えると非課税にすべきであるという御意見をいただいておりますし、社会労働委員会の御審議におきましても、非課税の方向でというふうな附帯決議をいただいております。

私どももいたしましては、老齢年金が老後の所得保障の中核であるという事実にかんがみまして、昭和五十六年度の税制改正におきましては、厚生年金等の老齢年金の受給者に十分配慮するという立場に立つて、関係当局と十分折衝してまいりたい、かように存じておる次第でございます。

○石田(幸)委員 それでは厚生省の方にも、特にこの点についてはひとつ十分対応をさせていただきたいことを要望を申し上げます。

それから、自治省の方にお伺いをいたしたいわけですが、昨年の本委員会において、「経済組合制度に関する基本的事項について一元的に調査審議をする機関の設置について検討を行うこと」というような附帯決議が行われておられるわけですが、この問題についてその後どのような対応の方向になっているか、この点についてまず御報告をちょうだいしたい。

○宮尾政府委員 昨年の附帯決議におきまして、一元的な処理をする機関という御意見をちょうだいをしておるわけですが、この点につきましては、本年の六月から共済年金制度基本問題研究会を設置いたしましたので、そこで共済年金制度全体の基本的な問題について研究をする、こういうことになっております。

若干その構成等について申し上げますと、委員

十一名をもって構成をしております。

その研究対象といえますか事項といたしましては、一つは、職域年金制度としての共済年金のあり方、つまり給付水準をどうするかとか給付要件、年金財政に関する将来展望、こういったようなものについてどう考えるかという点、内閣府でございまして、それから第二は、他の公的年金制度との整合性及び調整、こういったことを研究課題にしております。

なお、そういったことに関連する問題等についても研究をいたしまして、年金制度の基本的なあり方について結論を得たい、こういうことになっておられるわけでございます。

○石田(幸)委員 それでは、そのいろいろな検討事項があるわけですが、年金財政の将来展望の問題について、自治省の考えを少しお伺いをしたいわけでございます。

これは基本問題研究会を充足させてやっているわけですから、それらの論議の発展とあわせて考えなければならぬ問題だと思っております。たとえば国鉄共済なんかの場合は最近大変に大きな問題になっておられて、国鉄財政再建の非常に大きなネックになっておられるわけですね。そういうようなことを考えますと、一体地方公務員共済の場合将来どういうような傾向になっていくか、これは非常に問題ではないかと思っております。

一つは、前回も質疑をいたしました、地方公務員の定数というわけにはいかないと思いが、将来どんな方向でこれが増加していくべきかというところをお考えになっておられるか。これはやはりかなり大きな問題で、将来展望、そういった面でもひとつ踏まえておかなければならない。それからもう一つの論議として、いま六十歳定年が問題になっているわけですね。この法律が通過したという場合には、一体この年金財政はどういうふうになっていくのか。さらにその延長上として六十五歳定年という時代も来るかもしれない、それもそう遠くない将来にこれが国会でも議論の

それから、地方公務員の全体の数というものが一体どのくらいふえるのかということも絡んでまゐります。いまの地方公務員の定数というのがどうなっていくのか、総員がどうなっていくということとはなかなか予測がつきませんので、それは現在の総員と同じだという仮に前提を置きまして、そしていまの年齢構成等から見て受給者数がどういうふうになるかということを推計してみようと思いますと、現在年金受給者は五十三年度では四十八万人です。それが六十五年度ころには百十万人、それから昭和七十五年度には百四十五万人くらい、こういうふうになるものと見込んでおるわけですね。したがってその職員の数に動かかなければ、こういう前提でやっておりますから、成熟度

○石田(幸)委員 昭和七十年度には赤字になっていく、要するに積立金を取り崩していかなければならぬというふうなお話でございましたが、そういたしましたとあと約十五年、こういうことになりましたね。いずれにしてもいまのお話でございますと、公務員の増加というものを見込んでない粗算といえますかそういうことでございますから、これはやはり傾向は微増という傾向にいかざるを得ないであろう。いろいろな地域住民の行政サービスに対する、要求に対する多様化というのが考

度全般について考えなければならぬ。社会保障制度審議会でも、いわゆる二階建て年金制度が議論をされてきたわけでございますけれども、いづれにしてもここ数年のうちにこれらの年金制度というものを基本的にもう一步拡充しなければならぬ、そういう時代に入っているわけで、そういう点に対する見通しはどうなっておるでしょうか。

○長尾説明員　御説明を申し上げます。私どもが所管いたしております厚生年金におき

共済年金につきましては、先ほども自治省から御説明がございましたように、基本的な問題点について御検討が始められておるわけでございますが、今後公的年金制度全般をにらみまして何らかの方向の調整を考えます場合には、共済組合と厚生年金、被用者年金相互におきますいろいろな現在の中にありますそれぞれの問題点といひ

ますか、そういうものをどういうような長期的な観点から調整していくかという、現実的な検討がきわめて重要ではないかというふうに考えておるわけでございます。私どももいたしましては、共済年金の現在の検討につきまして非常に大きい期待を寄せておるわけでございます。

御承知のように公的年金制度全般につきまして、関係閣僚懇談会を設けていけば閣僚レベルの検討をいたすということになっておりますし、また事務的には、公的年金制度調整連絡会議というものを設けて御相談をいたしておるわけでございますが、先生の御趣旨に沿いまして今後とも検討を進めてまいりたい、かように考えております。

○石田(幸)委員 もう時間が来ましたのでこれで終わりにいたしますが、大臣に一つお願いをしておきます。

この前もお願いをしましたが、地方公務員のいわゆる全体像——人数の上ですと、これはいろいろな影響が出てきますので、一つの増加傾向と、いろいろなデータの出し方があると思うのですけれども、こういう問題も踏まえると将来展望の上で、十年後、二十年後大体このぐらいの方向に推移をするのじゃないかぐらいの見通しはやはりつけていただく必要があるかと存じます。この問題はまた機会を改めて議論をいたしたいと思いますが、ぜひ自治省におかれましては御検討をいただきたい、これを御要望申し上げまして終わりにします。

○左藤委員長 部谷孝之君。

○部谷委員 このたびの改正は、厚生年金保険制度の改正に伴う改正ということになっておりまして、ことしの五月、第九十一通常国会で本委員会が可決された原案と内容を同じくしております。そして五月の委員会質疑の中で私は、厚生年金保険法の改正内容の中で一つの大きな柱となっておりまして遺族年金における寡婦加算の大幅な引き上げ、これを共済年金制度では見送っておりますけれども、これは公的年金制度間の整合性が失

われるのではないかと、こういう質疑をいたしました。

そのときの御説明では、厚生年金では寡婦加算の非常に大幅な引き上げの措置、これは寡婦加算を受ける者が同時に他の年金制度の年金を受ける場合には給付の調整の措置を講ずるという改正、そういうものと、もう一つは、四十歳未満無子の寡婦については原則として遺族年金を支給しないという改正措置、それと一体のものとして寡婦加算額を引き上げたというふうな御説明をいただきました。

しかし、今国会におきまして厚生年金法は、四十歳未満無子の寡婦に対する遺族年金を支給しないという改正措置を削除して修正をしたわけでございます。つまり、厚生年金ではさらにマイナス分がなくなっていくわけですが、厚生年金とのバランスの上でさらに制度間の整合性が失われることになると思うのであります。この点について何か改善措置をお考えなのかどうか、まずお尋ねをいたします。

○宮尾政府委員 御質問にございましたように厚生年金保険法は、国会での御審議の過程で調整規定等について修正が加えられまして、結果いたしましては寡婦加算額の引き上げを行う、その分についてはそれだけの改善措置を行うことになったわけでございます。したがって、共済年金制度ではその問題についてはなお慎重に検討しなければならぬ、こういう考えから、寡婦加算額の引き上げに伴う改正措置を見送っておるわけでございます。結果いたしましてはいま御質問にありましたように、厚生年金で改善措置を講じたものが共済年金の方ではまだその措置が講じられていないという結果になってまいります。

したがって、この問題は、共済年金制度の問題としてやはり早急にその考え方を詰めていかなければならぬ問題だというふうに考えておりますが、その点については遺族年金の基本的なあり方の問題とかそういう問題等も十分考慮をしながら、共済年金、幾つかの省庁にまたがっておりますので、関係省庁とも十分協議をしまして審議会等の御意見も承った上で、できるだけ早く成案を得たいというふうに考えている次第でございます。

から、共済年金、幾つかの省庁にまたがっておりますので、関係省庁とも十分協議をしまして審議会等の御意見も承った上で、できるだけ早く成案を得たいというふうに考えている次第でございます。

○部谷委員 いまの御答弁ですと、寡婦加算の問題につきましては遺族年金の基本的なあり方の問題が一つ、それから先ほどの寡婦加算額の給付調整やあるいは遺族範囲の見直し等々の問題、これとかかわり、さらにはまた地方公務員共済組合審議会、こうしたものの答申も得なければならぬ、そういう問題について検討していきたいというところであったと思うわけでございます。そういういたしますと、いま申しましたような整合性を失われておるとい立場に立つならば、早急に地方公務員共済組合審議会を再度開いていただく、かかる、こういう措置が必要になってくるのではないかと私は思うのですが、そうした必要性をお認めなのかどうか、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○宮尾政府委員 地方公務員共済組合審議会にいずれこれは諮ってまいらなければならぬわけですが、その前に審議会にお諮りをする私どもの考え方というものを、各共済制度を通じてどういふふうにしていくかということも十分詰めたければなりません。したがって、そういう作業を関係省庁と詰めて、大体こういう考え方をいうことがまとまれば早急に審議会にお諮りをし、どういふ改正措置を行うかということの成案をできるだけ早く得るようにはしたいというふうに考えておるわけでございます。

○部谷委員 先刻、寡婦のみに大幅な加算を行った場合、遺族年金の基本的なあり方という点でさらに検討の必要があるというふうなお話があったわけですが、これに関連をいたしました遺族年金の支給率、これは地方公務員等共済組合法の九十三条で五〇%ということになっております。従来、この五〇%の引き上げにつきまして政府も積極的であったというふうに聞いておりますが、最

近では当面の措置をいたしまして寡婦加算の増額でいけばその場のしのぎの措置をとってきた、こういうふうに見えると思うのですが、この五〇%という数字の根拠は一体どこにあるのか。夫婦の一方が亡くなったから半分というのでは、いかにも機械的過ぎると思うのであります。特に附帯決議につきましても毎回七〇%への引き上げ、こういうことを繰り返しておるわけでございますが、この点はいかがでございましょうか、お尋ねいたします。

○宮尾政府委員 五〇%の根拠は何かということではなく、むしろそれが妥当であるかどうかという問題は恩給制度の仕組みとか他の公的年金制度の仕組みというふうなものを受けまして、共済年金における遺族年金の支給率は退職年金の百分の五十、こういうことになっておるわけでございます。ですから、もちろんそれが妥当であるかどうかという議論はかねがねあるわけでございまして、国会におきましても、それを少なくとも七〇%くらいに引き上げるべきであるというふうな附帯決議もございました。この点はかねがね検討しなければならぬ課題であるわけでございます。

これまでのいろいろな検討の中で私どもが考えておりますことは、遺族年金の支給率をそういうふうにより一律に引き上げることにはいたしません、遺族に対する所得保障という面から見た場合に、遺族の方でありまして非常に所得のある方もありますし、ない方もある、そういう観点からすると一律に引き上げることとは、所得の多い人たちのところも引き上げることになりますからかえって不均衡が出てくるのではないかと、こういうことが一つでございます。

そのほかにも、そういうことに伴ういろいろな年金制度上の問題を十分詰めてからでない、簡単に一律に相当程度引き上げることの結論が出せないと考えておるわけでございまして、大分長い間の課題ではあります、さらに今後の検討課題というふうにしておるわけでございます。

ただ、遺族年金を受ける方々の中で妻である人たちにきましては、そういう給付改善の方策というものは特に積極的に講じていく必要があるだろう、こういう考え方から、支給率の問題は別といたしまして、昭和五十一年度からは寡婦加算という制度を設け、額も五十三年度、五十四年度とそれを順次引き上げて、実質的にそういう特恵とされない寡婦の方々に改善措置を厚くする、こういう方向をとってまいっておるわけでござい

すが、したがってその改善の結果、個別にケースはいろいろあれですが、きわめて平均的な計算をしてみますと、一番所得の少ない方々を対象にした最低保障額で見ても、退職年金の最低保障額の約七九%くらいになっております。それから、それに寡婦加算を加えると最低保障額は約九割くらいまでいっている。ですから、非常に所得の少ない階層のところでは、そういう手厚い改善措置がなされてはきておるわけです。

なお、今回厚生年金保険法が成立をいたしましたことによつて寡婦加算額が大幅に引き上がった、その問題を今後私どもとしても年金制度の問題として取り組んでいく、こういうことでありますので、一律引き上げというのは基本的に検討しなければならぬかなかなかむずかしい問題でござい

ますが、必要な改善措置は今後ともできるだけ手厚く講ずるよう努力をしてみたいと考えておるわけでござい

ます。○部谷委員 次に、退職年金最低保障額と障害年金の問題でござい

ますが、退職年金の最低保障額と障害年金の二級の保障、二級障害、これの保障が実は同一の水準になっております。

ところで、障害といいますが、言うならば就業が困難と見なければならぬのでありまして、法の別表の障害三級の状態のところを讀んでみますと「傷病がなおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの」というふうに決めておるのであり

まして、この項目に掲げられたような人が一般の退職年金額を下回することは少し適當ではないのではないかというように私は感ずるのでござい

ますが、二級と最低保障とをそろえた理由はどこにあるのか。私はむしろ三級を最低保障のところまで引き上げるべきではないか、こういうふう

に考えるのでござい

ますが、御見解をいただきたいと思ひます。○宮尾政府委員 ただいまの御質問の点でござい

ますが、これは厚生年金における取り扱い等も考慮しながら決めておるわけでござい

まして、それが、その退職年金は、御存じのように二十年以上組合員期間を持っていなければ退職年金の支給資格は出ないわけでござい

ますが、障害年金の場合には、一年以上の組合員期間があれば障害年金の支給資格があるわけでござい

ますが、それから、そういう意味で非常

に在職期間が短くてそういう状態になられた方々であっても、少なくとも最低限これだけのものは保障しよう、こ

う考え方によって障害年金の最低保障額の組み立てをしておるといふように考

えておるわけでござい

ます。それで、いま御質問にありましたように、三級のところでそろえたらどうかというの

は、それは、二級のところでその退職年金の最低保障額とバランスをと

っているというやり方も、要はその最低保障額をど

れだけ引き上げるかということに帰結するわけで

ござい

ます。ですからそういう点で、仮にいまの制度のままであっても最低保障額の引き上げが随時必要に応じて行われれば、それなりの所得保障の効果というものは出てまい

るわけでござい

ます。○部谷委員 いまの問題ですが、過去の経緯は私

はわかりませんが、先ほど申し上げました

ような法律あるいは別表の中に書いてあります文

言、そういうものを讀み合わせてみますと、退職

年金の最低保障額の線まで少なくも三級は引き上

げられなければならないではないかという一つの

政策的な問題を提起したわけでありまして、そ

ういうことでありますので、私は、今後やはりそ

うような障害者に対する配慮というものは、退職

年金そのものの引き上げも当然のことながら、あ

わせてそういう面での配慮が当然必要ではないか

ということを申し上げたわけですが、重ねていか

がでしょうか。○宮尾政府委員 この最低保障額の定めは、これ

は其の年金も一つの大きな意味での公的年金の一

環でござい

ますから、厚生年金保険法で定めてお

る金額に合せておるわけでござい

ます。ですから、これは其の制度独自のその仕組みを考

えるといふことはなかなかむずかしいわけ

でござい

ます。ただ、先生の御提案のような考え方というもの

も確かに一つの考え方ではあるといふふうに思

いますが、これは全体を通じてどういふふうにして

いくかという問題でござい

ますので、私どもとして、私どもとして

は、障害年金の最低保障額の全体の底上げとい

うものが、必要に応じてそのときそのときに十分

なされるようにいまの制度の中でも十分配慮して

いきたい、こ

ういふふうに思

っておるわけでござ

い

ます。○部谷委員 年金に対する課税問題についてお尋

ねするよう

に通告してお

たのですが、先ほど石

田先生の方から詳しい御質問がござ

いましたので、私は重複を避けたいと思

いますが、ただ十月

の日程では、税制調査会であ

るような予測の記事があり

ました。け

さ各紙がそれ

ぞれ——私は、け

さ朝日新

聞しか見て

おりません

けれども、恐らくそれ

ぞれ出たと思

うのですが、税制調査会

の答申の骨子

、そういうものを朝日新聞

は載せており

ましたけれ

ども、その中にはいまの

遺族年金等に対する課税

措置がされるようなそ

ういふ内容が見当た

らなかつたわけ

なんです

が、その点はいかが

なんでしょうか。

○内海説明員 お答え申

上げます。

税制調査会

の中期税制のあり方につ

いての答申

は、明日政府

に対して行

われる予定

でござい

ます。したが

って現在い

ろいろな形

で新聞に出

てござ

います。し

たが、その

内容をどの

程度反映

しているもの

かにつ

いては、

まだ税制

調査会

で審議中

でござ

います。す

ので差

し控

えさせ

ていただ

きたい

と思

って

お

ります。

ただ、お

尋ねの

年金の

問題

につ

きま

しては、

先

ほ

ども

お

答え

申

上

げ

ま

した

よう

に、

直

ちに

今

回

ど

う

い

う

と

い

う

結

論

で

は

な

く

て、

先

ほ

ど

も

来

部

谷

委

員

か

ら

も

御

指

摘

の

あり

まし

た

老

齢

化

社

会

と

い

う

も

の

を

迎

え

て、

年

金

課

税

の

公

平

で

適

正

な

り

方

と

い

う

も

の

が

い

か

に

あ

る

べ

き

か

と

い

う

点

は、

今

後

の

宿

題

と

し

て

問

題

提

起

さ

れ

る

こ

と

な

る

で

あ

る

う

と

い

う

ふ

ん

に

考

え

て

お

り

ま

す。

○部谷委員

という

こと

で、

課

税

関

係

に

対

す

る

質

疑

を

省

略

いた

す

ので、

少

し

時

間

が

余

り

まし

た

の

で、

九

十

一

国

会

で

行

わ

れ

ま

し

た

附

帯

決

議

の

中

で、

一

、

二

問

定年制と勸奨年齢の問題、これはその後どのような御検討が行われておるか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○宮尾政府委員 年金受給資格の年齢とそれから現実の退職年齢というものは、きつて間がないということが、私どもとしては基本的に望ましいというふうな考へておるわけです。

そこで、定年制との絡みということでございまして、今回提案をいたしております定年制というのは、原則として六十歳に六十歳、こういうことを基準にしたいと考へておるわけでございまして、したがって定年制が仮に設けられたとしたとしても、共済年金の支給開始年齢というのは原則的に六十歳になりましたけれども、まだ五十五歳から経過的に約二十年近くかけて一歳ずつ上がつていく、こういうことになりますから、定年退職をされたとしても支給開始年齢はすでに到達をした人たちが全部であります。そういう意味でそういうギャップは生じない、定年制度が設けられた場合でも雇用の問題と年金支給の間にはギャップが出ない、こういうふうに私どもは考へておるわけでございまして。

○部谷委員 それから五番目の「共済組合制度に関する基本的事項について一元的に調査審議をする機関の設置について検討を行う」、この点はいかがでございましょうか。

○宮尾政府委員 この点につきましては、附帯決議等の御趣旨も踏まえまして、ことしの六月から共済年金制度全体を通ずる問題を検討しようというところで、学識経験者十一名から成ります研究会を発足をいたしております。そして、そこで共済年金の基本的な問題あるいは他の公的年金制度との調整等の問題、いろいろ基本的に検討をするようにいたしております。

○部谷委員 六番目の「特例年金制度の創設に当たっては、特定事務従事地方公務員の実態を十分に把握し、この制度の運用に万全を期すること」というふうになっておるわけですが、この点御答弁をお願いいたします。

○宮尾政府委員 特定事務従事職員の特例年金制度の問題につきましては、政省令等を改正をいたしまして所要の改善措置を講じたわけでございまして、その運用等の面につきましても、この制度の基本的な考え方につなげたような運用をしようということと所要の検討をいままでもやってきておりますが、なお今後制度運用についてその趣旨に沿うような運用ができるように十分配慮をしてまいりたいというふうに考へております。

○部谷委員 終わります。

○左藤委員長 岩佐恵美君。

○岩佐委員 きょう私は、五十三年度すか三谷議員が質問しております産休代替教員それから育児休業代替教員、この問題について伺いをしたいと思ひます。

きょうは文部省の方に来ていただいておりますけれども、この教員の方々の待遇について現在どうなっているか、御説明をいただきたいと思ひます。

○萩原説明員 お答え申し上げます。

産休代替職員につきましては、その身分取り扱いその他は、臨時的存在であるという点を除きましては正規に採用された教員と同じ職務を行っておりますのでございまして。

○岩佐委員 正規の教員が産休あるいは育児休暇をとる場合に、それを補助するために教員資格を持った人が任命されているということですが、こういう人がいないと現状では学校教育が成り立たないのではないかというふうに思ひますけれども、その点はいかがですか。

○萩原説明員 御承知のとおり産休代替教員というのは、女子教員の産休期間その仕事を代替して教育を行う職務でございまして、一般の教員と全く同じような重要な仕事に従事している教員でございまして。

○岩佐委員 私がもう少し伺いたかったのは、現在の教育制度のもとで育児休暇あるいは産休をとる教員が発生する、それに対してその代替教員がおられるわけですが、この方々の仕事の

内容が重要だということはもちろんですけれども、その存在そのものがなければ成り立たないことになっているのではないかと、その点についてお答えいただきたいと思ひます。

○萩原説明員 先生のおっしゃるとおりでございます。

○岩佐委員 育児休業代替教員、それから産休代替教員の数が一体どのくらいに上っているのか、五十二年、三年、四年、それぞれの数をお示しをいただきたいと思ひます。

○萩原説明員 お答えいたします。

一応小中高の合計で申し上げます。

年度別に申し上げますと、五十二年度は合計で育児休業代替教員が二千七百三十五名でございまして、それから産休代替教員が五千八百五十八人、五十三年度が、育児休業代替教員が三千二百七十八人、それから産休代替教員が六千三百六十九人でございまして、それから五十四年度、これはちょっとと説明が落ちましたけれども、各年度とも五月一日現在の数字でございまして、五十四年度、五月一日現在で育児休業の代替教員が三千九百九十一人、産休代替教員が六千五百二十九人でございまして。

○岩佐委員 いま説明いただいたように、この数は五月一日現在ということですね。そうしますと、産休代替教員あるいは育児休業代替教員に任用されている人の数であるわけですから、一年間を通して見ますと、各年度ごとにおよそ三倍から四倍の人たちが任用されているというふうに推定されると思ひますけれども、このような人たちがどういう年金に加入をしておるか、その点についての実際調査をされたことがありますか。

○萩原説明員 どの年金に加入しているか、調査したことがございません。

○岩佐委員 正規の教員ですと共済加入ということになるわけですが、現在の資格あるいは待遇といたしまして、先ほどから御説明をいただいているように通常の正規の採用教員と同様の扱いになっているわけですが、年金加

入の問題が共済に入れない、そういう状況に置かれておられるわけです。この点について文部省はどういうふうにお考えになっておられるのか、伺いたいと思ひます。

○萩原説明員 公立学校でございまして、公立学校共済組合の加入要件というのは、御承知のとおり地方公務員等共済組合法にその要件が書いてございまして、それに照らして要件を満たしている者について組合員として認定をするということに相なっておりますけれども、その要件は御承知のとおり、継続的に雇用されることになっておる常勤職員ということになっておりますので、それに該当する場合には加入を認定するし、要件に該当しない者については加入できない、そういうことになっておるわけでございまして、したがってまして産休代替職員の方々の加入については、その要件を欠いておられますので加入できないというものが現状でございまして。

○岩佐委員 現在、説明いただいたように産休代替職員あるいは育児休業代替職員、こういう方々がおられないと教育が成り立たない、そういう状況になっている中でこういう方々が共済年金に加入できないで、恐らく国民年金あるいは厚生年金に加入をされておられるのだと思ひますけれども、そういう不利な条件に置かれておられるという点について、たとえば長い間代替教員をやつてきて正規に採用されたという場合に年金の問題が通算されないというところで、何とか通算してほしいという要望が来ているわけではございませんか。当委員会でも、冒頭申し上げましたように三谷議員が取り上げておられますし、また請願でも採択をされているということでございます。この点について再度文部省に伺いたいと思ひますし、また自治省自体もこの点について、その後どのような対応をしてこられたのか、伺いたいと思ひます。

○萩原説明員 先生いまお話がございましたように、委員会でも請願が採択されたこともよく承知いたしておりますし、それから私のところにも直接関係の方々が見えまして何度か陳情を承っております。

入の問題が共済に入れない、そういう状況に置かれておられるわけです。この点について文部省はどういうふうにお考えになっておられるのか、伺いたいと思ひます。

○萩原説明員 公立学校でございまして、公立学校共済組合の加入要件というのは、御承知のとおり地方公務員等共済組合法にその要件が書いてございまして、それに照らして要件を満たしている者について組合員として認定をするということに相なっておりますけれども、その要件は御承知のとおり、継続的に雇用されることになっておる常勤職員ということになっておりますので、それに該当する場合には加入を認定するし、要件に該当しない者については加入できない、そういうことになっておるわけでございまして、したがってまして産休代替職員の方々の加入については、その要件を欠いておられますので加入できないというものが現状でございまして。

○岩佐委員 現在、説明いただいたように産休代替職員あるいは育児休業代替職員、こういう方々がおられないと教育が成り立たない、そういう状況になっている中でこういう方々が共済年金に加入できないで、恐らく国民年金あるいは厚生年金に加入をされておられるのだと思ひますけれども、そういう不利な条件に置かれておられるという点について、たとえば長い間代替教員をやつてきて正規に採用されたという場合に年金の問題が通算されないというところで、何とか通算してほしいという要望が来ているわけではございませんか。当委員会でも、冒頭申し上げましたように三谷議員が取り上げておられますし、また請願でも採択をされているということでございます。この点について再度文部省に伺いたいと思ひますし、また自治省自体もこの点について、その後どのような対応をしてこられたのか、伺いたいと思ひます。

○萩原説明員 先生いまお話がございましたように、委員会でも請願が採択されたこともよく承知いたしておりますし、それから私のところにも直接関係の方々が見えまして何度か陳情を承っております。

ますので、中身については十分承知しておるつもりでございます。それから、事柄につきましましては関係の方々直接自治省にも行かれたと思ひますけれども、私の方からもこういう要望があるという事についてはお話ししてございます。

それらの内容については、十分研究をさせていたゞいておられますけれども、先ほど来申し上げましたように法律上資格要件が欠けておる場合には、私の方は公立学校共済組合をお預かりしておるわけですが、いずれにいたしましても法律の要件が欠けておるものについては、現在のところどうにもならないという状況でございます。

○宮尾政府委員 産休代替職員等についての御要望等は承つておるわけでございますが、地方公務員共済組合制度というのは、十分御承知のことかと思ひますが、保険制度というものは継続的な雇用関係が前提で成り立つ、こういう基本的な考え方の上に立ちまして、原則として常勤の職員について組合員資格を与える、こういう考え方に立つておるわけでございます。ただ、非常勤であっても常勤的な実態がある者についてはいろいろな議論があります。そこでその取り扱いについては、私どもも非常勤職員であっても常勤の地方公務員について定められておる勤務時間以上の勤務した日が引き続いて十二月を超えて、かつ十二月を超えた後におきましても引き続き同じような勤務時間によって勤務することが続いている場合、そういう人たちにについては、その十二月経過後の非常勤職員の期間であっても年金受給資格の基礎期間として認めましようという事で、非常勤職員についてそういう幅を広げる措置を講じておるわけでございます。したがって、非常勤職員についてのそのような措置は、常勤を前提にしながらも常勤的な実態がある者についてはそういう措置を講ずるという、いわば特例的な措置になっておるわけでございます。

○岩佐委員 再度文部省に伺いたいと思ひます。研究をしたということですが、私が先ほど、こういう教員の方々はこういう年金に加入しているか実態を知っていますかと聞いたことに対して、知っておられないという回答だったわけですね。それで研究をしているということ、これは非常に矛盾するのじゃないか、まじめにやっているとないのじゃないかという気がするわけです。三谷議員に対して、任用制度との関係もあるので研究する、そういう答弁がかつてあるわけですが、この点についてどういう形で研究されたのですか。

○荻原説明員 先ほど来、職務の中身については大変重要な責任を負っているという事は申し上げたわけでございますが、共済組合の加入というものが必ずしもそういう職務と関連なく、継続する常勤的な雇用という点に着目をして組合員の資格を認めておるわけでございますので、基本的にはその継続的な任用になるからではないか、あるいはそういうふうにする事ができるかできないかという点については、私の方の地方課長がこの委員会でも御説明申し上げたとおりであると思ひますけれども、そういう点につきましては引き続きなお検討、研究をするというふうにいたしたいと考えておる次第でございます。

○岩佐委員 この代替教員の問題については、熟練度からいっても非常に厳しいものを要求される、そういう大事な職務だと私は思っています。それは、たとえば一年間受け持たれた先生が決まっています、その方が産休あるいは育児休業をとられてお休みになる。そうしますと新しい先生というか、

その生徒たちになじまない先生が来られて、そして何カ月間か、あるいは育児休業の場合には一年受け持つことになるわけですね。そうしますと、早く生徒になじまなくてはならない。そういうことからいって、非常に熟練度を要する重要な職務だと思ひます。だから、文部省の方でそういうことを十分、先ほどからいろいろ説明が出ておるわけですが、先ほどからいろいろ説明が出ておるわけですが、単なる臨時職員という形で考えるのかどうかという点をもう一度考え直していただきたいと思います。

私はいろいろ伺つておる中で、たとえばこれは三谷議員も前に指摘をしておりますけれども、Aさんという六十三歳の方がおられまして、戦前六年間教員をやっておられた。これは正規の教員でしたわけですが、戦後産休補助教員の期間が四年半ある。任用期間としては合計すると四年間になる。正規採用されて十三年になるけれども、産休補助教員の期間が通算されないために、実際は二十年以上教員として働いてきているけれども年金加入期間は二十年にならない、そういうような方がおられます。Bさんという方もやはり同じで、産休補助期間が任用された期間で七年と九カ月あったも、それが通算されないために二十年にならない、そういうケースです。

こういう人たちの多くは戦前教員をやつていて、そうして戦争のために教職から一時離れざるを得ない。教育に対する情熱、そういうものをずっと持ち続けておられて、戦後再び教員となろうとしたけれども、いろいろな事情で産休補助の教員を続けてこられた。そういう方々の場合に、仕事の内容も正規の教員と変わることなく補助教員として努力をしてこられたわけですね。産休補助教員を正規採用の教員にしようという運動をこの方々はずっと続けてこられて、そしてそういう希望がかなつて、四十年から産休経験六年以上、五十歳までの枠で特別選考の機会が与えられて、正規職員になられた方々がかなりおられます。ところが産休補助の期間は加入期間として算定されないというために、非常に高齢になつても働か

なければならぬというような状況に置かれておるわけですね。共済年金でも、いわゆる公務員でなかった戦前の日本医療職員あるいは日本赤十字社の教員などの期間を資格取得期間に通算している、そういう例もあるわけですから、直接自治省が雇用した産休補助教員あるいは育児補助教員、こういう方々の期間を期間だけでも通算の対象にする、これは全く無理な話ではないのじゃないかと思ひます。

特にこの方々で問題が大きいのは、中学校、高等学校の専科産休補助の特別選考、これは四十九年から初めて実施されたわけですね。ですから、こういう方々は正規に採用された方々とまた違うハンディを負う。非常にそういう方々の切々たる訴えがあるわけですが、私はこれは本当に一度初心に返つて検討し直す必要があるのじゃないかと思ひますが、その点いかがでしようか。

○宮尾政府委員 産休代替職員あるいは育児休業期間中の代替職員、こういった方々の職務内容が非常に重要であるということについては、私どももそのように考えておるわけでございます。ただ、共済年金制度というものがいわゆる保険制度によつておるわけでございますので、そういう保険制度を成立させるためには、やはり継続的な雇用というものを前提にした人たちが組合員を構成して、そして保険グループの中で年金制度を成り立たせていく、こういう仕組みでございますので、代替職員の方々の職務内容が低いということをし上げておるわけでは決してございませぬけれども、保険制度の仕組みとして、いまの仕組みをとる以上これはなかなかむずかしい、こういうふうにおし上げておるわけでございます。

○岩佐委員 いま申し上げました例は、戦争をはさんでという特殊な事情があるわけですね。戦争というのは別に本人たちが望んでそういうふうな状態に陥つたわけではないわけですから、これは一つの犠牲であるというふうに言えると思ひます。

し、こういう方々がかなり未亡人になられて、子供を抱えながら苦しい時期を厳しい産休代替教員あるいは育児休職代替教員としてがんばってこられたわけですね。この方々は期間を通算してくださいます。と言っているわけでは、その間の年金も全部加算し、と言っているわけでは、血が通った行政であるならば、非常に頭のいい方々がそろっておられるわけですから、そのくらの何らかの救済というのにはできるはずだと私は思うのです。それなりにいままでいろいろな年金関係では努力をされてきておられるという実績もあるわけですから、私は最後に大臣にこの点について伺いたいと思います。

○石破国務大臣 お答えいたします。

公務員部長がお答え申し上げましたとおり、制度としてどうにもならないということであり、そういう特別の方々のために地方公務員共済制度の基本を崩すわけにはまいりませんが、その他の方法でたまたま御要望のありましたような点におこたえすることができないものかどうか、さらに検討させていただきたいと思っております。

○岩佐委員 次に、先ほどから問題が出ております恩給、厚生年金では寡婦加算が子供二人の方で八万四千円が二十一万円に、子供一人の方で六万四千円が十二万円、そして六十歳以上の寡婦の場合には四万八千円が十二万円にそれぞれ引き上げられるということが決まっているわけですが、いづれも地方公務員共済というのは、恩給あるいは厚生年金との並びだというふうに自治省は繰り返して言っておられるわけですが、この恩給あるいは厚生年金と共済との支給に、同じ寡婦でありながら大きな差が生ずるというのは問題だと思えます。すぐにも是正の措置をとるべきだと思えますけれども、その点についていかがでしょうか。

○宮尾政府委員 寡婦加算の引き上げを見送っておるわけですが、これは厚生年金保険法の法案におきましては、その他のいろいろな所要の調整規定あるいは子なし若妻の寡婦の取り扱い、こういったものについての問題もありま

で、私どもとしてはなお検討を要する、こういうことで実は見送ったわけでございます。法案が国会で修正されました成立をいたしましたので、御指摘のように共済制度と厚生年金との間では差ができるわけでございますが、この問題については私どもも政府間で早急に詰めまして、共済年金制度としてどう取り扱うか、この成案をできるだけ早く得るようになりたいと考えております。

○岩佐委員 終わります。

○左藤委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○左藤委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○左藤委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○左藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○左藤委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時四十八分休憩

午後二時五十七分開議

○左藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小渡三郎君。

○小渡委員 私は、地方自治体の発展をいねがいがら、特に沖縄県にいろいろな問題が内在いたしておりますので、それをまず最初に質問をいたしまして、その後一般的な地方行政財政に関することを質問したいと存じます。

まず第一点ですが、これは自治省を初め外務省もそれから農林省も通産省もまた防衛施設庁も皆おわかりだとは思いますが、去る二十九日に、沖縄の中部地区に米軍のハンセン基地という基地がございます。この基地は演習場でございます。実は恩納岳を中心として山岳地帯が全部軍用地になっております。提供地域でございますが、そこで実弾演習が行われた。その中で火災が起きました。四日間燃え続けたわけでございます。

その被害は非常に大きいと言われております。現在まだ調査中ですから、具体的な被害状況というのはまだ出てないようでございますけれども、いろいろ各関係市町村が発表したところによりますと、大体五十万坪が焼けてしまったわけですね。ことに問題になるのは、開放された軍用地の跡にリュウキュウマツを数万本も植えつけたけれども、それがほとんど被害を受けているということが報ぜられております。その事実をおわかりでございますか。まず外務省にお答えいただきたいと思ひます。

○丹波説明員 お答えいたします。

沖縄に安保条約に基づきますところの基地が非常に多様に存在しております。そのために種々のことからふだん沖縄県民にいろいろな御心配や迷惑をおかけしておることは、私たちにとても大変頭の痛いことだと考えております。ただいま先生御指摘になりました山火事の問題につきま

ては、先生自身御指摘されましたように、被害状況が現在どのようなものであるかというのはいまに現地防衛施設局及び米軍、主として米軍が調査中という段階でございますので、いま先生が御指摘されました山林の問題につきましては、どのような被害が及んでおるのかということにつきましてはまだ承知しておらない段階でございます。

○小渡委員 施設庁、いかがですか。

○深作説明員 お答えいたします。

ただいま外務省の方が申し上げましたように、この被害につきましては、実は昨日から現地那覇局が現地に入りまして調査を開始したところでございます。きのうから調査を始めましたもので、まだ全部を把握いたしておりません。判明次第いろいろ検討したい、こういうふうになっております。

○小渡委員 私は、被害状況をいま説明せよと言っているわけではないのです。そういう火災事故が発生したという事実を知っているのか知っていないのか、これが私の質問なんです。きのうもちゃんと事前に質問の予告をしておりますから、それをおわかりだろうかとは思いますが、ただ非常に問題になるのは、沖縄が広大な面積ではない、一島であるということなんです。しかも島でありまして、実弾演習場としていま提供されている金武、恩納町村にまたがる広大な地域は、本間に民間と隣接しているところであるという一つの認識がまずないといかぬと私は思うのです。特に今度の火災につきましては、金武の町長が二十九日に防衛施設庁に参りまして、類焼している火災の状況がきわめて大きいので何とか対策をしてくれという要請をしているのですけれども、それに対して十分こたえていない、こういう事実がありますけれども、それはおわかりですか。

○深作説明員 今度のキャンプ・ハンセンにおきまして山火事は二十九日の演習の際発生したものでございますが、ただいまお話のございました金武町長から、那覇施設局に対しまして三十日に消火

活動をやってほしいという要請を受けまして、那覇局は早速米軍司令部に對しまして消火活動について問い合わせをいたしましたところ、従来からもそうでございますが、大体着弾地域内という場合にはなかなか消火活動がむずかしいものでございますから、それを踏まえまして米軍は、着弾区域外に延焼するおそれがある場合には直ちに消火活動を開始するよう態勢を整えておるといふ返事を三十日にいたしております。

なお、この件につきましては、その後なかなか山火事がおさまらないものですから、中央におきまして三十日、在日米軍に消火活動を促進するよう申し入れ、米軍も三十一日から消火活動を開始したというふうに承知いたしております。

○小渡委員 三十日に金武町長が防衛施設局に、消火活動を開始してくれという要請をしているのです。ですがその日は即応されてなかったんで、金武町長はやむを得ず三十一日には米海兵隊司令部に直訴をしているのです。こういう事実があるのです。そして直訴をしまして、もう二十九日から燃え出して三十一日になっているわけですから、大変な火の勢いになっているわけですね。そういう状況で、それじゃ米軍がどの程度の消火活動をやれるのかということで、これはまた金武の町長は期待しているわけけれども、実際は兵隊を動員しまして、そしてほうきみたいなものを持ってきてこれ火をたたいっているのです。消防自動車どころじゃないのです。また、ヘリコプターを飛ばして化学薬品で消火するなんという、そんなことじゃないのです。ハエたたきをやっているわけですね。これじゃ火を消すわけにいかないのだ。これが米軍の消火体制なんですよ。そういう事実、おわかりですか。

○深作説明員 米軍が消火活動を開始した日時あるいは行動につきましては、いま先生お話しのとおり三十一日から開始をいたしまして、不発弾もあることですからなかなか消火作業を大々的に行えないということで、兵隊約六十名出動いたしまして、伐採等延焼を防ぐ努力をしたというふうにして、

承知をいたしておりますが、なお米軍の方ではヘリコプター二機を動員いたしまして、散水消火活動を行ったというふうには承知いたしております。

○小渡委員 報道によりますと、私が聞いた範囲ではヘリコプターで散水をやっているのだ、水まきをやっていくわけですね。これはバケツで水を運んでばらまいているようなものなんですよ。これは全然消火の役をなさなかったのです。それで後自衛隊が出動することになるわけでございますけれども、問題は不発弾がごろごろしているということもおかしいのです。本土における演習地等でも、演習が終わりまして不発弾を全部撤去するのが通例となっているようでございますけれども、沖繩の場合は撃つたら撃ち放しなんです。だからその中に入れないのです。入ったら、不発弾が爆発するのですから危ないのです。だから金武町の消防自動車も恩納村の消防自動車も石川の消防自動車も、みんな隣村の消防自動車に駆けつけてはいるけれども中に入れないのです。危なくて入れない、こういう状況があるわけですね。そういう状況があるということは間違いないですね、いかがですか。

○深作説明員 消火体制につきましては、米軍も消防自動車約六台をキャンプ・ハンセン内に待機させたというふう聞いておりますし、また周辺市町村の消防団等もいろいろそこに駆けつけたというところは、新聞報道で承知いたしております。

○小渡委員 大臣にお尋ねをしたいと思います、地方自治体で沖繩県には、いま私がちょっと質問しやりとりをしているような事実が現にあるわけですね。復帰前は米軍と民間との間で消防協定、これが結ばれていたのです。その結ばれた内容というのはどういふ内容かといいますと、民間は消防体制をいゆる消火機器類、自動車等が整備されている、米軍側には整備されているから、もし民間で災害が起きた場合、火災が起きた場合には軍が応援をするという協定体制であったわけですね。だから、民間から協力するということは全然ありませんでした。復帰してもう十年になろうとしておりますけれども、いわゆる米軍と民間との消火協定というのですか、消防協定、防災協定、それはどのようなものになっているのでございましょうか。消防庁でもだれでも結構です、ひとつお答えいただけますか。

○南雲説明員 直接の所管ではございませんが、承知している範囲について申し上げます。昭和四十年九月、これは施政権下でございますが、在沖繩の消防関係の責任部隊と基地周辺の三十六市町村との間で、先生おっしゃられましたような趣旨の協定ができてございます。ただ、これは施政権下にできたということであって、現在では米軍の方では、これはそのまま有効には働かないのだという解釈をしておるようでございます。現時点ではこのような協定はないようでございます。

○小渡委員 所管の違う防衛施設庁にお尋ねするのもおかしいのでございませうけれども、実際沖繩には全国の基地の五二、三〇程度が現にあるわけでございます。毎年いろいろな災害が起きていくわけですね。火災につきましても、今度ほどの大火というのはもう復帰前からもなかったわけでございます。まして、今度が一番大きいものと言われているわけですね。しかしこれに大抵類したものは、一九六五年にもございました、六九年にもございました。そのたびに米軍側は、とにかく二度と火災を起こさないようにいたしますという誓約をするわけでも、やはり起きてくるわけですね。したがって消火体制、消防体制というのは私はきちんとしていなければいかぬ、このように思うわけですね。したがって米軍もそれから施設庁も、自衛隊を含めまして市町村もみんな一体となって、防災体制というのですか、そういうものを早急に確立する必要がある、それは制度化する必要があると私は思うのですが、いかがですか。

○石破國務大臣 小渡委員の御指摘の点、十分承知しておりますので、的確なお答えにならばどうかかわかりませうけれども、御質問を拝聴

いたしております。よほど考えなければいかぬというのを痛感いたしました。沖繩県は、復帰はいたしましたけれども、まだ十年にたっていないはずであります。もともと市町村の消防力は弱く上に、復帰後まだ年月がたっていない。沖繩の施政権が米軍にありますときは、米軍が消防についてある程度の責任を持つという体制があったのが、いまそれがなくなっているのは御指摘のとおりでありますので、自治省だけで、消防庁だけでどうこうというわけにはまいらぬと思っておりますけれども、関係の外務省なり防衛庁と責任を持って連絡した上で、御納得いきますように、御安心のいたしますように早急に措置いたします。

○小渡委員 大臣の実に御丁寧な御答弁をいただきました。本当に痛み入っておりますが、ぜひ確立していただきたいと思っております。

次に外務省ですが、私はどうも、沖繩の米軍基地の中で特に北部の演習場と中部の演習場、この二つの地域における米軍の行動は地位協定違反じゃないかなと思っております。そこをちょっとお尋ねしたいのですが、地位協定の第三条三項には「合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない。」といううぐいにうたわれているのです。そこでここがいかにかいという、施設及び区域における作業なんです。私は、演習は作業だと思っております。少なくとも、提供された地域の中の訓練場というところがございます。よう。訓練場の中で行われている作業というのは、よくは訓練だと思っております、演習だと思っております。そうなりますと、その作業が「公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない。」といううぐいになっております。公共の安全に妥当な考慮が本当に払われているかということなんです。これは全く払われていないのですよ、あの演習地に関する限り。どうしてかといいますと、米軍が必要と感ぜたらば二十年も三十年もかかって生育されている

樹木を、ブルドーザーやトラクターを持ってきて勝手に切り開いてしまつて道をつくるわけですよ。これは言うならば、公共の安全に妥当な考慮が本當に払われているのか。そしてその辺は、沖繩は狭いところですから、北部や中部の一部の山岳地帯が飲み水に必要な涵養林なんです。その辺はダムもたくさんあるんですよ。だから勝手に振る舞つて道路をつくられたり樹木を伐採したりということは、水源地に及ぼす影響は非常に大きいわけです。公共の安全に妥当な考慮が払われているとは全然考えられないのです。どのように解しますか、お答えください。

○丹波説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、地位協定第三条三項には「合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払つて行なわなければならない。」というふうに規定されておるわけで、まず第一点の作業の意味でございませうけれども、これは英語でもオペレーションズという言葉を使つておりました、私たちとしては施設、区域内における米軍の一般の活動は大体これに含まれる、そういう意味で先生が御指摘のとおり、米軍の演習もこれに入るといふ考え方をとつております。

この規定は、米軍の活動とわが国の公共の安全や国民生活の調和を図るといふ観点から規定されておるわけでございまして、この場合「妥当な考慮」とは何かということが結局問題になるんだらうと思うのですけれども、具体的な基準といふものは地位協定には書いてございせん。したがつて、アメリカ側の活動の必要性とわが国の公共の秩序と国民生活に対する影響との関係において、個々の事案について判断されるべきであるといふ考え方をとつております。したがつて過去におきまして、この規定から見てアメリカの行動は妥当な考慮といふものが払われてないと判断された場合には、施設庁なり外務省からその都度米軍側に注意喚起を行つたり、合同委員会で問題提起を行つてきておるわけです。

現在、先生が御指摘になりました個々の施設、区域内における活動につきまして、せっかくの御指摘でございまして、実態がどのような活動であるかといふことを調べさせていただきまして、われわれとして米軍に対するしるべき措置をとつていきたい、こういうふうに考えております。

○小渡委員 米軍は、公共の安全に妥当な考慮を払うような行動をしていなければいけないと私は思うのですよ。北部の訓練場なんかダムが六つもあるのです。したがつて、その訓練場を使用するのにはしるべき条件が付けられております。ノグチゲラを初めとして、野鳥ではございませうけれども沖繩にしかないという貴重な鳥、そういうものを殺さないようにとか森林を伐採しないようにとか、あるいはまた高度何メートルまでの空域を使用するべしとか訓練中は民家に立ち入るなとか、いろいろな条件をつけられてはいるのです。いますけれども、しかしそういう制約があつたにしましても、ある日突然照明弾が人家の屋根の上に落ちてみたり破片が飛んできてみたり、いろいろなことが過去においてあるわけです。その都度、再びこういうことはいたしませんといふことで合意されたといふことが発表されるわけです。しかし、そういう基地があつて実演演習をする限り、本當に一兵卒に至るまでみんなが公共の安全に妥当な考慮を払わねといかないのだという意識を持たない限り、また同じような事故が起きてくる、私はこのように見るわけです。したがつて外務省ももつと米軍に對して、あなた方は一体何回同じことばかり繰り返すのかといふ強い姿勢が必要だとは思いますよ。

沖繩といふのは本當に特殊な地域なんです。全く狭いところですから、そんな大陸じゃございせんから、ちよつと山を掘り起こしても翌日はもう海浜はみんな赤くなつてくるのです。そのぐらひ公害があるところですから、県民感情を少しでも逆なでするようなことは一切やってはいけない、こういう強い姿勢が必要だとは思いますので、強くこれは要請しておきます。またいずれかの機会に同じようなことが不幸にであるならば、また同じようなことをここで言わなければならぬからです。そういう不幸を私は望んでおりません。

次に林野庁でございしますが、森林法二十七条の適用でございませうけれども、これはもう中身は私は知つておりますからお尋ねすることはやめます。ただ最後の一点だけをお答えください。

森林法二十七条の保安林の指定でございませうけれども、沖繩の水源地涵養林といふのはこの訓練場二つしかないのですよ、沖繩本島では。ほかに涵養林らしいものはないわけなんです。だから非常に貴重な財産であるわけです。沖繩の問題を今後解決する時には、真つ先に考えなければいかぬのは電気と水だとみんなが言つてはいるのです。政治家という政治家、あらゆる政治家がそう言つてはいる。沖繩問題を将来解決していく上には電気と水以外にはない、こう言つてはいる。その水を確保する源になるところが演習場なんです。そういう事実があるといふことをまず認識してもらふぬといふかですね。

そこで保安林の指定でございませうけれども、それが提供施設であるならば除外されるのだということになつてはいるが私は百も承知してしますよ。しかしあの演習場といふのは、北部の場合には年間百八十日ぐらひしか使われないのです。それ以外に使つていないのですよ。ところがこれを保安林に指定しないと、何をしでかすかわからないわけです。現に宜野座の基地では、宜野座村といふところに関係しているその演習場では、戦車の道路をつくつて物すごい問題を起こした過去の事例もございませう。北部の訓練場でも将来何が起きてくるかわからないわけです。こういうことから沖繩の人々の水の問題を確保するために、言ふなれば生命を守るために、大げさではございませうけれどもそう言わざるを得ません。そういう意味でも、保安林の指定をどうしてもやつてもらわなければならないと思ふのですよ。

それは地位協定があるからできないのだとか、あるいは提供施設だからできないのだといふようなことであるならば、それを何とか提供施設でもできるような方法はないのかどうか、これを検討してほしいのですよ。別に金がかかるわけでもないし、これに財源が必要だといふことはないですよ。大した財源ではない。指定すれば、アメリカがそれを知つてもらへば……。一体その森林、現在それが管理しているかと言へばアメリカが管理している。アメリカが管理してアメリカが勝手にやつてはいる。これが県民に及ぼす影響が非常に大きい。この辺をばくは言つてはいるわけです。

特にまた立木につきましては、これまでは提供してないといふ説もあるわけですよ。だから今回の場合でも、いち早く那覇の防衛施設局長は何と言つてはいるか。立木に対する補償は当然考えなければならぬ、こう言つてはいる。それまで提供してはいるならば別に補償する必要はないですよ、初めから。提供はしてないはずなんです。その辺に對する見解を含めて御答弁願います。

○松本説明員 ただいま御指摘の点についてお答え申し上げます。

御指摘のとおり沖繩県における保安林の指定につきましては、現在、五十二年度から始まつております第三期の保安林整備計画に基づきまして進めておるところでございませうが、今後ともその促進に努めることは当然でございませうけれども、基地内の森林につきましては保安林制度の目的と施設、区域の提供目的の達成との間に非常に調整つきがたい問題がございまして、現時点では保安林として指定して管理するといふことが適当でないといふふうに考えております。

しかしながら先生御指摘のとおり、基地内の森林といふのは水の上でも大変重要なところであるといふことは十分認識しております。この基地内の森林の管理ができるだけ適切に行へますように、話し合い等によりまして米軍の理解を得ていくことが必要であらうと考えております。林野庁といたしまして、御指摘の趣旨を踏まえまし

率化とか事業の重点的な実施を徹底的に行つて、行財政の運営のあり方を抜本的に見直す必要が地方自治体にあるんだというようなことで再三にわたつてくぎを刺しているわけです。そうすると、これは意見が合わないのですよ、両方の意見が。知事の方からはそういう要請、今度は自治省からはいま私が申し上げたようなことが通達される。言うなれば、私はこれは何だか平行線みたいな感じがするのですが、そんなやりとりの中でどういう結果が出ておりますか、いい結果が出ておりますか。前進しておりますか、していませんか。その辺ちよつとお聞かせいただけませんか。

○石破国務大臣 数字的なこと等につきましては所管の政府委員からお答え申し上げますが、思ひますけれども、石油ショック以後地方財政が非常に苦しくなつておりますことは、地方共通の問題と考えております。どつちの責任だという点でありますけれども、いみじくも石油ショックという言葉で表現されておりますとおり、責任は石油にある。とにかく一挙に四倍に石油が上がつたわけでありまして、これはもう国の責任というわけにもいかないと私は思います。といつて、地方の責任ではもとよりない。相協力してこの苦況を打開しなければならぬというのが今日の実情だと思ひます。

そこで、高度成長期から低成長期になりますと、あれこれと問題が起つております。地方自治体でも考えなければならぬ点、国で考えなければならぬ点、それぞれあります。従来からあつたことでありますけれども、毎年毎年政府は地方自治体に要望し、地方自治体はまた自分らの立場で政府に要望してきておりますが、過去に關します限り、両方とも不満足ながらも何とか相協力して地域住民の要望にこたえておるといふのが今日の姿だと思ひます。

来年以降さらに環境は苦しいものになると思ひます。政府におきましても、今回御審議いただいております第二次臨時行政制度調査会と申しまし

たか、そういうものを設置しましたのも原則は国の行政機構についてでありまして、関連します地方自治体の行政の簡素合理化についても要望するといふような次第にいたしておるわけがあります。国、地方相協力してあらゆる努力を払つて善処しなければならぬ、かように考えております。

○土屋政府委員 基本的な点で大臣からお答えがあつたわけですが、御指摘のとおり国、地方を通じて大きな財政の赤字をしよい込んでおる状況でございます。この責任はといふことになりまして、まさに国と地方とかと申しますよりは、経済の情勢変化によりまして税収がそれほど上がつてこない。しかしながら、一定の行政水準というものは維持しなければならぬし、場合によつては景気浮揚のために借金をしてでも仕事を進める。いろいろな国民の要請等もございまして今日に至つておりますが、お示しのごいましてようにこの五年間、ほとんど毎年大幅な赤字を出しておりました、すでに交付税特別会計の借入残高でも七兆七千億になるといふようなこと、また地方債の累積も大変なものになつておるわけでございますが、その都度国としては地方財政の運営ができませんように、借入金なりその他の措置をとりまして措置してきておるわけでございます。そして、それなりの地方財政の運営には支障のないように措置をしてきたつもりでございます。そういう意味では、国は今後とも地方財政の運営が円滑にいくように措置していくという責任はあると思つておるわけでございます。

ただ、そうはいないながらもどんだ赤字が累積をいたしまして、このままでは財政は放置できないという現在に至つておるわけでございます。で、私どもとしても直ちにしなければ国民の負担をふやしていくのかといふことになりまして、やはり国民の声としても国、地方を通ずる行政の簡素合理化といふ要請も強いわけでございます。から、やはり国、地方を通じて御指摘のように私どもは行政の簡素合理化を図りながら、地方団体自

体においても当然のことながら行政を見直し、あるいはまた機構その他いろいろな面において節減を図りながら、経費の効率的な使用ということに努力をしていかなければならないということでございます。そして、そういう意味では財政の再建という点で国、地方ともに同じ立場に立つて推進をしておるといふことでございます。

ただ、そういう中でも地方の役割制というものは重大なものがございまして。そういった行政が円滑にできますように、私どもの立場としては必要な財源措置は十分講じていかなければならないといふふうに考えております。

○小渡委員 必要な財源措置を十分に考えなければいかぬとおっしゃつておられるわけでございますけれども、地方財政危機打開のために国が最優先でやるべきものは一体何なんだという問いに對しまして、これも全国知事会の統計でございまして、引き上げが六・三%を占めておるのです。そのほか超過負担の解消など国庫補助金負担制度の改善合理化、これが三七・八%を占めておるわけです。こんなことから見まして、これは高度成長の時代だったならば国税三税の自然増によつて交付税も伸びてまいります。しかし現在の状況では、いまま御説明あつたようになかなかそれは期待できるものではないわけです。しかし、故大平総理大臣が大蔵大臣の時代、五十二年三月四日の衆議院予算委員会での問題について御答弁なさつておるのです。何とおっしゃつておるかといふと、制度と実態との乖離がある以上、地方交付税率の改定を含む地方行政の見直しは政府の責任だと述べていらつしやるのです。ところが今日まで三三%はちつとも変わらな

いわけですね。理由は何か、お聞かせください。

○土屋政府委員 お示しのように地方財政が困難の状態でございまして、地方交付税は引き上げておりません。御承知のように地方交付税法第六條の三の第二項には、地方の財源不足という

ものが引き続いて巨額なものである場合は行財政の改善とか、あるいはまた地方交付税率の引き上げをすべきであるといふことがあるわけでございます。それから、私どもも十分それを踏まえて毎年地方財政対策の際には国庫当局とも相談しておるわけでございます。そういったことで、毎年交付税率の引き上げは要請しておるわけでございますけれども、御承知のように国、地方を通じて財政が非常に悪化しておる状況でございまして、国自体も大幅な特例公債を発行するといふような状況でございまして。そういった中で国と地方との間のいわば恒久的な財源配分の方式でございまして交付税率を直ちに變えるといふことはなかなか容易ではない。そういった状況の中でも、どうしても財源対策は進めなければならぬので、必要な交付税の量は確保する。しかしいま申し上げたような状況でございまして、結果的には交付税特別会計で借り入れをするといふような状況でございまして、五十三年度以降その返済については、国が二分の一は実質負担をするといふような方式等も取り入れまして措置をしてきておるわけでございます。

基本的には、おっしゃいますように交付税法第六條の三の第二項の趣旨を踏まえて生かしていくべきだと思つておりますが、諸般の事情から政府内部で検討された結果、ただいま申し上げたような措置を今日までとつてきております。それは一つのまた交付税法第六條の三の第二項の財政上の改善措置であるといふふうに私どもは考えておるわけでございますけれども、これで十分であるとは決して思つていないわけでございます。今後の経済の状況あるいは国の財政の推移等を見ながら、私どもとしてはよりよい方法を考へていかなければならないといふふうに考えております。

○小渡委員 御答弁で私は理解しないわけじゃございませんけれども、いまおっしゃつた地方交付税法の第六條の三の二項、これはちよつと読んで

みましたら「毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き」云々、「各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六条第一項に定める率」三二%の「変更を行うものとする」というぐあいになっておりますし、しかも、亡くなられた大平総理大臣が五十一年に衆議院の予算委員会で御答弁なさつたことは、当時私も地方自治体におりました、それにあづかつていた者は大きな期待を、実は持つてゐるわけなんです。それは特会の借り入れとかいろいろな措置を講じながら交付税に必要な額は何とか生み出してくるということとはわかりはしますけれども、しかしその乖離というのはなかなか理まるものではございませんので、何かもっと方法はないものだろうか、また現に責任ある人がおっしゃつてゐることはきちつとしていかなければならぬ、このように私は考へてゐるわけです。

もう時間があと八分しかございませんので、次に補助金制度についてちよつとお伺ひしておきたいと思ひます。

これも全国知事会でありまして、超過負担を生じやすい国の補助金制度の問題点は一休どつという点かという質問に対する回答でございますが、八九%、約九〇%が補助基準が実際より低過ぎるのだ、こういうことを言つてゐるのです。ところがその補助基準の中でも単価差については、これは皆さんの方としては知事会や市長会の要請等も十分受けてその問題はないようでございます。しかし、数量差と対象差はいかんともしがたいものがあるようでございます。対象差としては、たとえば保母の産休だとか事故休に伴う代替職員賃金とか学校建設のときの門だとかへいだとにかくだとかあるいは渡り廊下とか、そういうものに對する補助が対象外にされてゐる。それから数量につきましても、児童生徒の一人当たりの補助基準の面積が、地方自治体が要請してゐる単価と皆さん方が査定されるのは違ふ。ところが問題は実

態だと私は思ふのです。したがつて、六団体と自治省の方も一緒になつて、数量差とか対象差と云うのは本当にあるものだろうか、これを実際に調査をされる必要があるのではないかと、そういうところからかういふ問題はなくなつてくるのではないかとこのういふ感じがするのですが、いかがでございますでしょうか。

○石破国務大臣 超過負担の問題でありますけれども、地方財政の問題としましては、できれば交付税率などを上げてもらうのが一番いいのですけれども、これはむづかしいものですから、まともな解決ではありませんが、それでまあ納得しておるわけですね。一番困りますのはその超過負担の問題であります。ここ十年以上、毎年毎年超過負担の解消には政府も努力してまいつておりますけれども、御指摘のとおり毎年毎年超過負担という現実が生じております。単価差はともかくといつたしまして、特に数量でありまして、必ずしもどつちだけが悪いといふことは言ひかねると思ひます。地方自治体とされまして、せつかく施設をつくるんだ、なるほど国の示しておる補助基準でもいいのだけれども、これは先々のことを考へるともうちよつと大きい方がいゝとか、もうちよつと堅牢なものの方がいゝとか、かういふ御要望が出るだらう。その際に国も財源に限りがありますから、どうもそこまではごめんどうを見かねます、そこで超過負担といふことになるわけでありまして、いづれにしましても地方自治体が納得されないような超過負担の解消、これは政府の責任でありますから努力いたしたいと思ひます。

○小渡委員 またお言葉を返すようで大変恐縮でございますけれども、おっしゃることも私はよく承知をいたしておりますが、必ずしも数量ばかりではなくて、学校をつくる場合の補助対象から外されてゐるもの、しかもそれは学校としてはどうしても必要なもの、門だとかさくだとかへい、かういふのは一体どうなんですか。よくはそここのところがちよつとわからないのです。もう一つは、地方六団体の実態調査では、保育

所の措置費それから公立学校建設費の超過負担といふことが圧倒的に多いのです。それが全体の四一・五%を数字の上では占めてゐるわけなんです。ですから、大臣がいまおっしゃつてゐることもしくは数量差ではわかるような気がするのですが、対象差ではどうなつてゐるのでしょうか。

○土屋政府委員 この問題は長年にわたつて地方団体からの強い要望があるわけでございます。私もこれについては関係省庁と十分話をしておるわけでございますが、基準等についての見方、考へ方が違ふといふこともございます。大多数のものは門、さく、へい等の対象についてもすでに見ておるわけでございます。改善されてきておるのが多いわけでございます。ただ、予算が少ないといふいろいろな面でお超過負担が残つておるといふこともございます。それからやはりそれぞれの省のそれぞれの言い分もあるわけでございます。最近では、超過負担の解消の際には関係省庁が必ず実態調査をいたしまして、それに基づいて合意を得てやつておるといふのがその状況でございます。

四十三年度以降も相当な額を解消してきておりますが、ただ、時代の推移によつて新たな超過負担を生ずるといふこともございますので、その点には、なお対象についての意見の相違等もあります。ならば、十分話し合つて合意を得ながら改善をしていきたいといふふうに考へております。

○小渡委員 もう時間が参りましてあと二分しかございませんので、質問を留保いたしまして次回に回しますけれども、ただ、補助金制度について自主的な財政運営を図るため、国と地方の事務配分見直しが大きな課題となつてゐるけれども知事はどう思ふかという問いに対して、財源配分とにも事務配分を再検討すべきだといふのが八〇%を占めてゐるのです。かういふのは大事にしないといけません。それから、事務配分の見直しに当たつて重点を置くところは一体何なんだという問いに対して、国と地方の行政分野の責任

を明確にして区分することだ。これは機関委任事務のことです。団体委任事務です。だから、事務処理と経営負担の責任を一致させるんだといふのが何と九三・三%を占めてゐるのです。かういふ実態を十分とらえられて、地方行政が円滑に進められるように格段のお力を注いでいたきたいと要請をいたしまして、まだあるのですけれども、きわめて残念ですが終わります。

○左藤委員長 斎藤実君。

○斎藤実君 大臣、国と地方の財政が非常に厳しい状況でございます。特に地方自治体は莫大な赤字を抱えて、来年度も相当赤字が出るだらうと見込まれておるわけですね。その中で地方自治体には、学校だとか道路あるいは下水、公園、福祉施設その他住民の要望はきわめて多いわけですね。そこで、地方の時代と言われておりました。この地域住民の要望にこたえるために政府もいろいろ構想を打ち出しておられるわけですね。たとえば自治省が広域市町村圏、建設省は地方生活圏、国土庁はモデル定住圏、それぞれ構想を打ち出しておるわけですね。私は、この三つの構想の基本的な考へといふもの、どういふところからかういふ発想が出たのかですね、まず基本的な考へ方をお尋ねしたいと思ひます。

○石破国務大臣 お答えいたします。私も、もう自治大臣を拝命しましてから三ヶ月余になるのでありますけれども、まことにのみ込みの遅い男でありまして、いまお挙げになりました三者がどういふ点で違ふのかといふことを明確に御説明するだけの能力がございません。担当の政府委員から答弁をさせますので、お聞き取りいただきたいと思ひます。

○砂子田政府委員 田園都市構想あるいは定住圏構想といふものの具体的な展開、大平総理が提唱されておりましたこの問題をそれぞれの関係各省におきまして、それぞれの立場からその所管に応じた施策を講じてきてまいつておるわけでありまして。特に私たちが所掌しております新広域市町村計画につきましましては自治省が行う、地方生活圏に

つきましては建設省が行う、それから定住圏の整備計画については国土庁が行う、そういう取り組み方を現在いたしておるわけでありす。先ほどのお説のとおりであります。

広域市町村圏の計画というのはすでに御案内のとおり、実は昭和四十四年以来住民生活というのが大変都市化されてまいりまして、それと同時に大変な広域化をされてまいりました。そのための地域社会づくりをするということのための対応として全国的に実はつくってまいったものであります。この間に広域市町村圏のためになされました事業費というのは、約六兆円に近い額が投資されておるわけでありす。

この広域市町村計画を進めてまいりまして十年たつこの間に、新しい田園都市国家構想、先ほど申し上げましたような思想が出てまいりまして、この広域市町村計画の地域づくりと申しますか、そういうものを新しい角度から新広域市町村計画というふうにつくり変えたわけでありす。

従前の広域市町村計画というのは、どちらかと申しますと個別の事務の広域行政処理ということに対応してやってきてまいったものであります。が、新広域市町村計画というのはそれに対しまして地域の経営と申しますか、そういうものを総合的な立場からもう一回見直した広域行政をしようじゃないかという観点に立ちまして、新広域市町村計画というものをつくったわけでありす。これは御案内のとおり、広域市町村計画というものの実績を踏まえて新しい地域社会経済というものにに対応するための一つの方法でありまして、田園都市国家構想の理念に即したものであるというふうにならわれば理解をいたしておるわけでありす。

それから、どうも建設省のことまでもお話を申し上げるのは恐縮であります。が、地方生活圏の問題というのは、本来公共投資と申しますか建設省所管に係りますいろいろな公共事業、そういうものを一つの圏域の中に効果的に投資をしていこうというものであるように理解をいたしておりま

す。これも実は広域市町村計画というのが十年前にできましたときに、建設省と相談をしながらつくっていったものであります。

ただ、モデル定住圏の整備計画というのを私が申し上げるのは、これまた国土庁からお話を申し上げるのが筋かとは思いますが、これもまたまた田園都市国家構想というものができ、第三次全国総合開発計画というものができまして、その中の一つの整備計画として進められておるものであります。これはいわば地域整備の新しいシステムを開発していこうというものでございまして、全国におおむね四十カ所のモデルをつくる、それを推し進めていこうという考えのものであります。

したがっていましては実は一歩問題になりますのは、広域市町村計画というものと定住圏構想整備計画とがどうもいつも公共団体の間で問題になるというところが、この二つの間の大きい地域的な問題になっているのだと思いますが、私の方はこの両計画が持ちます対象事業というのにつきましましては、基本的に差異はないものだと思っております。そして新広域市町村計画におきましては、いま申し上げましたパイロットのそういうような整備計画ができるわけでありすから、それやはいり取り入れて計画の策定を中へ突っ込んでいいじゃないかというふうな考えをしております。その間の計画をつくるに際しては両方にそごができるようであれば、私の方と国土庁との間でよく協議をしながら進めていきたいというふうな考えをしております。

○斎藤(実)委員 自治省の広域市町村圏の計画と建設省の地方生活圏の計画、これは地方整備制度によりましてすでに制度ができてから約十年になつていますね。これはこれで私は理解をしております。ただ国土庁のモデル定住圏計画、これは各該当の市町村は、一体どういうやり方あるいは構想、目的なのかというふうに分り感を感じるところがあるのです。うちの県や市はちょっとお断りしたいところも出てきています。神奈川県ではモデル定住圏の指定を断っているとい

うふうに聞いているのですが、どうしてこういうことになるのか。国土庁来ていますか、御説明いたしたいと思ひます。

○長沢説明員 お答え申し上げます。ただいま自治省の方から、三つの圏域行政の關係につきましては大変的確なお答えをいただいたわけでありす。が、そのときにいみじくも申されまして、モデル定住圏計画というものは新しい地域整備の新しいシステムづくりをねらったものだということでございます。広域市町村圏計画も発足は十年前でございますけれども、三全総の時代の新しい要請にこたえて新広域市町村圏計画というところで出発しておりますし、建設省の方の地方生活圏もやはり三全総時代の定住構想推進、田園都市国家構想の基盤をつくる意味の定住構想推進という基本的な考え方の方で軌を一にしてやっていますものだというふうに考えております。

したがっていまして、どこに違いがあるのかというお尋ねでございますけれども、基本的な考え方においてはむしろ方向を一にするものだというふうな考えをしております。ただ計画手法といたしましては、広域市町村圏計画の場合には広域行政主体の総合的な行政計画が中心になっておるのに対して、モデル定住圏計画というのはそういう各々の各種の圏域行政の効果とそれから住民の主体的、一体的な活動、地域行動の効果とが相まみちまして新しい生活圏域づくり、定住条件の整備が進むことをねらったものでございます。

そういう關係に立つておりますので、計画手法の面で、モデル定住圏計画の場合には各地域の自主的な選択と合意に基づきまして、その地域の特長あるいは住民ニーズを踏まえて重点的な課題を抜き出して、それを自主的な努力によって推進していく、それを各省の施策によって支援する、こういう計画手法をとっているところが、広域市町村圏計画の場合計画手法の点で違ふ点が出てくると思ひますが、考え方の基本はそういうことで同じであります。圏域整備、圏域行政というのは生活圏そのものが重層的なものでございすか

ら、それぞれの行政の目的、機能に応じてオーバラップして行われていてむしろ総合的な効果を発揮する、こういうふうな理解されるわけでありまして、この点地方自治体が、何分新しいシステムの最初の試みでございますので、最初であるところの試みに伴う試行錯誤の過程がある程度避けられない面があるかと思ひます。そういう意味であるいは戸惑いの声もお聞きになることがあろうかと思ひますけれども、今回のモデル定住圏計画策定過程でいろいろな話し合いが行われておりますので、その話し合いの過程で漸次その圏域行政の相互關係についての理解も浸透してきていくのじゃないか、こういうふうな考えをしております。

具体的に申し上げていただきました神奈川県の問題でございますが、これまた県、市町村の選択の問題でございますので、国土庁のサイドからあせいで、こうせいという立場にはないわけでございますけれども、モデル定住圏のモデルとしての意味は、そういう新しい圏域整備の手法としてできるだけ全国的な普遍性を持った地域について先導的な効果をねらって進めるものでございす。神奈川県は御承知のように大都市圏域に入っております。そういう意味のモデルとしての意味をなす地域が県の方で判断をなかなか見つかからない、こういう判断から当面モデル定住圏計画の策定を見合わせているというふうな承知しております。

○斎藤(実)委員 モデル定住圏の指定の構想について私も理解はしないわけではないのですが、この構想は各省庁との連携なりあるいは調整ということで大変むずかしいのではないかと、このように私は思ひます。地方自治体が整備計画に合わせるというわけですね。地域の雇用情報とかあるいは産業情報を管理する雇用労働センターの設置を計画に盛り込んだとしても、これは労働省は前例がない、補助金は無理というふうな話も聞いておるわけですね。また国立大学の設置についても、モデル定住圏計画に入れたもこれが文部省の計画

と合わない場合があるのではない。その他にも研究所などを目玉としているところもあるようでごさいます。こうした各省との調整はうまくいくんですか、この点について伺いたいと思います。

○長沢説明員 モデル定住圏計画には特別事業という項目がございまして、それぞれの圏域でその圏域整備の重点課題にたえるべく特別事業が行われます。その特別事業に対して関係省庁が積極的、優先的な配慮をするという形で支援体制を組んでいるのが現在のモデル定住圏計画でござい

す。その場合に、現行の行財政制度の中で支援体制が組めるものと組めないものがございまして、今回策定を見た計画の中では、各省が一応現行の行財政制度の枠内で支援できるものについてモデル定住圏計画の事業として推進する場合には優先的な配慮をする、こういう形で進めてまいりておりまして、単独事業で考える場合にはその枠が外れるわけでございしても、関係省庁が持つております補助金を当てにしようという語弊がございまして、それを当てにしようとする限り現行の行財政制度の枠の中でという制約が今回の第一回の計画では加わってござい

ます。もう少し長期的、根本的に考えますと、行財政制度の中で改善を図るべき問題点というのがあるからその定住圏計画推進の過程で出てまいりまして、それを順次取り上げて解決を図っていくというのが私どものとっている基本的な姿勢でござい

ます。

○斎藤(実)委員 では、この問題はまた後で機会があれば突っ込んだ討議をしたいと思ひます。自治省にお尋ねをしますが、自治省は来年度から十カ年計画で全国の広域市町村圏で文化、保健、医療、スポーツ、レクリエーションなどの各種施設からなる大規模中核複合施設の整備に対する補助金制度の創設を予定しているようでごさいます。聞くところによると三十億円を要求しているようでごさいます。この見直しについて伺

たいと思ひます。

○砂子田政府委員 御案内のとおり八〇年代と申しますか文化の時代と申しますか、そういうことにふさわしい住民の高度なニーズに対応するということ、あるいは世代でありますとか性別でありますとか職業というものを超えた幅広い交流の場にしたいということ、いまお話しの大規模中核複合施設というものについて予算の要求を行っているわけでありまして、これは実は本年度、整備計画の策定費補助といたしまして十カ所ほど一億八千万の予算が計上されております。五十六年度はさらにこれを拡張したいと思ひておりますが、この計画策定費がございました十カ所につきまして来年新しく建設費の補助を要求しているのが三十億円でございます。

これにつきましては、こういう時期でもありません、大変困難なことではあると思ひますが、公共団体の方からも総合補助金としてのこういう建設費補助は大変魅力的でもありますし、あるいは先ほど申し上げましたこれからの時代に即応することのために、こういう一つの総合補助金があることが住民のニーズにたえることにもなり得るわけでありまして、私の方は現在大蔵省を初め関係方面に対して鋭意説明をいたしております、理解を求めていこうと思ひておる段階でござい

ます。

○斎藤(実)委員 この制度を創設しますと、現在各省にまたがっている各種施設整備に対する補助金が今回の新しい大規模複合施設の補助金制度に統合されてしまうのか、あるいは別建てになるのか、いかがでございしょう。

○砂子田政府委員 お話の大規模の中核複合施設というのをつくりま

ないかと考えておるわけであり

ます。ただ、市町村以下のレベルのこういう施設につきましては、各省庁それぞれの個別補助金を持つておりまして、それぞれの行政目的に対応しながらその補助金の交付をいたしておるわけでもありません。そういう意味では、この個別補助金というものもそれなりに交付されることがあり得ることは当然考えられることではあります。私たちが方々を回しては先ほど申し上げましたように、この総合補助金の理解を関係方面に深めながら、これが獲得できるように努力をしていきたいと思ひておるわけでもありません。

○斎藤(実)委員 時間が余りありませんので、別

の問題に入りたいと思ひます。

生活保護の問題についてお尋ねをしたいと思います。生活保護の問題についてまずお尋ねしたいと思ひますが、生活保護の級地の格づけの基準は一体どうなっているのか、伺いたい。

○加藤説明員 御説明申し上げます。

生活保護の基準におきましては、いまお話のありましたように級地制度を設けておりますが、この級地は、その当該の地域におきまして一般の方々の生活水準、生活実態というものを最低生活上に反映させるというのを目的に設けられてお

りまして、級地の指定区分はいまお話のありましたように一級から三級までございまして、市町村の行政区画ごとに設定することにしてござい

ます。

級地区分につきましては、従来から生活水準が最も高い東京都の区部、それから十大都市並びにそれと同様の生活水準にあります周辺の市、そういうものを一級地にしております。それから生活水準がそれに次ぐ県庁所在地等の市、そういう市を二級地とすることにしてござい

ます。さらにそれ以外の市町村、これは三級地ということになっております。

○斎藤(実)委員 格づけの基準については理解をいたしましたが、算定方式に基づいて一級地と二級地の見直しは、最近ではいつごろ行われました

か。

○加藤説明員 最近の見直しは――通常、見直しと申しますのは、各市町村の状況が変化すると住民の生活水準もそれに伴って変わりますので、常にそういう状況の把握を心がけておりまして、二年ないし三年毎に見直しを行っておりますが、直近の見直しは昭和五十二年十月に行っております。

○斎藤(実)委員 五十二年十月からでございますから、もう三年経過しているわけですね。大分矛盾もあるようでごさいますので、住民の生活水準あるいは消費水準、物価水準等を当然考慮に入れて見直しをすべきではないかと思ひます。

たとえば一つの例を申し上げますと、北海道の中で札幌を中心とした地域なんですが、札幌市と隣の江別市が一級なわけです。ところが札幌の隣の小樽市、恵庭市、苫小牧、千歳、こういうところは二級になっているのです。だれが見てもこれは本当に札幌圏なのですね。生活水準もあるいは地域的に見ても当然一級地にすべきではないかというふうにお尋ねをしております。これは三年たっているわけですから、矛盾といえますか不公平

はないか。いかがでござい

ます。

○加藤説明員 お話ございましたように、ちょうど前回の見直しから三年を経過しておりますので、現在、全国全市町村の消費支出並びにそれらに關します資料を収集いたしまして見直しの作業中でございます。まだ完全には終了しておりませんが、その作業の完了を待ちまして、なるべく早い時期にしたいと思ひたいと思ひております。現在それそれについて検討中でございます。可能な限り各市町村における消費水準等の生活実態について測定を行ひまして、実態に即した見直しをいたしたいということで努力中でございます。

○斎藤(実)委員 ぜひひとつ実態に即した見直しを早急にやられるよう要望を申し上げます。

それから積雪寒冷地帯の除雪についてお尋ねを
したいのです。と申しますのは、北陸、東北、北
海道を含めて、大量に雪が降りますと各市町村が
ブルドーザーで除雪をするわけです。ところが、
最近はそのトラックに乗せて排雪ですね、どこ
かへ持っていくとこれという要望が強く、各市
町村は除雪の膨大な費用で悩んでいるわけですが、
各市町村の基準財政需要額には実際に除雪にか
かった費用の二分の一程度しか算入されていない
わけですね。これは地方自治体にとっては非常
に大きな負担だし、夜中にかけてやるわけですから
費用も非常にかさむということで、地方財政を
非常に圧迫しているわけです。特に札幌市の例を
とりますと、昭和五十五年では三十七億がかつ
ているわけです。この基準財政需要額の実際にか
かった支出の二分の一というのはちよつと厳しい
のではないかと、これはもう少し基準を上げるべき
ではないかと思うのですが、いかがですか。

○土屋政府委員 積雪寒冷地帯におきましては、
地域の特性からいろいろな増加財政需要があるこ
とは私も承知しておりますし、そういうこと
から増加財政需要額につきましては、従来から
たとえば運搬排雪費等も基準財政需要額に算入し
ており、年々その充実を図ってきておるつもりで
ございます。たとえば五十五年度におきまして
も、除雪人夫賃の単価アップとかあるいは道路除
雪機械の技術料、燃料費といったものの単価アッ
プ等を含めまして、所要の改正を行って充実を図
っておりますのでございます。

なお、いろいろな状況等を見て検討に値するも
のは将来とも検討する必要があると思っております
が、ただ普通交付税の算定におきましては、通
常時における道路除雪費等を想定して算定を行っ
ておるわけでございますから、異常な豪雪の場合
等になりますと、そのみでは対応し得ないとい
う場合もございますので、そういった増高経費に
つきましては、豪雪の程度とかあるいは団体の財
政の実態等を勘案いたしまして、現在でも特別交
付税で措置をするといったようなことであわせて

措置しておる次第でございます。

なお私どもとしては、実態に即応してできるだ
けの配慮は今後ともいたしていきたいと思ってお
ります。

○斎藤(実)委員 ぜひひとつ、積雪寒冷地帯の実
情に即した処置をお願いしておきたいと思いま
す。

それから新産業都市の問題についてお尋ねをし
たいと思うのですが、中核都市では新産業都市の指
定を受けますと、道路、街路、公園、学校、下
水、その他の建設についての補助金が国から出
て、その補助金のまた上積みになるわけですね。
したがって地方自治体は、この指定を受けたこと
によりまして相当計画を立てて事業を行っている
わけです。この特別措置ができたのは昭和四十
年からでありまして、五十五年度、本年度まで
であります。新産業都市に指定された中核都市は
まだまだ事業の半ばだ。私は、これはもう少し延
長してもらいたいという陳情を全国の各市町村か
ら受けているわけでございます。

例をとって申し上げますと、札幌市でも五十五
年度は四十億を計上して事業をやっておるのが、
財政上の問題等もございましてなかなか五十五
年度だけでおさまらないわけです。これは札幌市だ
けじゃなくて、やはり全国の都市もそういう希望
があるんじゃないか、したがってこの特別措置の
延長について十分また考えるべきではないかと私
は思うのですが、いかがでしょうか。

○土屋政府委員 新産業都市及び工業整備特別地
域につきましては、いわゆる新産業工特基本計画に
基づきまして整備が進められてきておるわけで
ございますが、なおお示しのように目標を達成す
るに至っておりませんし、特に生活関連施設等の整
備がおくれているというふうにも聞いておるわけ
でございます。こういった地域は、三全給の定住
構想を進める上でも重要な役割を持っておると
思っておりますが、国土庁におきましては、新た
に六十年を目標とする計画に改定するというこ
とにしておられると聞いております。そうなる

まいりますと、今後の計画の実施に際しまして、
関係地方公共団体の財政負担が多額に上るという
ことになってまいることが予想されますので、新
産工特地区の計画的な整備を円滑に進めるという
意味から財政特別措置の継続が必要であるという
ふうに考えておりますので、自治省としては適用
期限の延長を図ってまいりたいというふうに考え
ております。

○斎藤(実)委員 ぜひひとつ延長をやっていた
くようにお願いをしておきたいと思えます。

それから大都市でございます指定都市、これの
財政事情が非常に窮乏をしているというところで、
指定都市の抱えている問題というのはたくさんあ
るわけですね。

それで大臣、指定都市特に大都市に対する財政
的な援助といいますが、何らかの形の自主財源が
確保できるような施策をとるべきではないかと私
は思うのです。もちろん、普通の市町村の財政
事情というものは私はわかりません。しかし大都市
の財政事情というのはまた別なんです。そういう
ことで、大都市特に指定都市についての財政的な
援助というものを何らかの形で考えなければなら
ぬと思うのですが、大臣いかがですか。

○石破國務大臣 いわゆる政令指定都市におきま
しては、他の市にないような行政需要があるはず
でありまして、自治省におきましてはその辺の算
定に間違いはなかったと思えますけれども、念の
ため、その辺の細部の点につきまして正確に担当
の局長から御答弁申し上げます。

○土屋政府委員 お示しのように、指定都市なり
大都市の財政需要というのは、その地域の特性に
応じたそれなりのものがいろいろあると思ってお
ります。そういった意味から、従来からも私ども
は都市計画税の税率アップとかあるいは法人税割
の税率アップとか事業所税を新たに設けるとか、
いろいろな措置をとって自主財源の増強を図って
きたところでございます。現在でもいろいろと大
都市地域の方からは、そういった地域の実態に応
じた税財源の増強を図ってもらいたいという要望

がございます。私どもとしてもできるだけ、具体
的には交付税算定なりあるいは特別交付税なりで
いろいろな実態に応じた措置はしておりますけれ
ども、基本的にそういった自主財源の増強という
ことになりました。これは府県、市町村を通じての
いろいろな大きな問題もございまして、なお今
後検討すべき事柄だと思っております。おっしゃ
いました意味については、十分心得て作業を進め
たいと思っております。

○斎藤(実)委員 時間が参りましたので、以上で
終わります。

○左藤委員長 次回は、明七日午前九時三十分委
員会を開会することとし、本日は、これにて散会
いたします。

午後四時三十五分散会